

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成23年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成23年3月18日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

1 番 左 近 誠…………… 257

1. 交通安全対策について

①通学路の安全確保

②中高生の自転車事故多発

③道路標識・カーブミラー等の整備・点検

④自転車保険加入の啓発

⑤幅員の狭い道路上に林立する電柱の移設・埋設

⑥路上でのスケートボード・ローラースケート遊びに対する指導

は…

2. 環境にやさしい省エネ効果が高いLED街路灯の導入は…

5 番 田 中 幸 子…………… 269

1. 住宅リホームの助成について

2. 水源の里条例作りについて

3. 子育ての支援について

6 番 湊 谷 幸 三…………… 281

1. 町長の政治姿勢

1 4 番 山 縣 弘 明…………… 291

1. 住民目線による住民主体のまちづくり

2. ひとづくりとまちづくり

3. スポーツを通じたまちづくり

1 2 番 東 信 介…………… 311

1. 防災について(地震・津波)など

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	左 近 誠	2 番	蜷 川 勝 彦
3 番	中 岩 和 子	4 番	森 本 曦 夫
5 番	田 中 幸 子	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	小 谷 一 郎	8 番	太 田 干 士
9 番	橋 本 謙 二	1 0 番	引 地 稔 治
1 1 番	曾 根 和 仁	1 2 番	東 信 介
1 3 番	田 中 植	1 4 番	山 縣 弘 明

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4番 森本 曦夫 離席 13時00分～15時50分

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
教育長	笠松 昭紀	消防長	東 正通
参事 (総務課長)	潮崎 有功	総務課新病院 建設推進室長	西田 秀也
会計管理者	岡崎 順子	病院事務長	八木 敦哉
税務課長	濱口 博之	住民課長	寺本 資久
福祉課長	福居 和之	観光産業課長	瀧本 雄之
建設課長	塩地 勇夫	水道課長	田原 忠幸
教育次長	小玉 常夫	総務課企画員	畑中 卓也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	藪本 活英
事務局副主査	加味根 涼
事務局副主査	脇地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（森本昇夫君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、1番左近議員の一般質問を許可します。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） おはようございます。

先般、東北地方太平洋沖地震によって被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

交通安全対策費に本町は幾ら計上されておりますか、また中身、内容についてお答えください。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課のほうとしまして、交通安全対策事業として400万円毎年大体やっています。ガードレール、カーブミラー、センターライン等が主の事業であります。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） そのほかに僕、この間予算のときに196万7,000円の計上、交通安全対策費という項目で出されておるんですが、交通安全対策費、出ておりますわ、総務課のほうではどうでしょうかね。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 総務課のほうといたしましては、交通指導員の関係の予算を計上してございます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今回、東日本大震災発生いたしました、小・中学校、また保育所の対応はどうされましたか、お答え願います。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今回の東北地方の大地震による津波警報の各校の対応でございます。

警報発令に伴いまして、まず子供の安全確保第一に各校が対応を行っております。

具体的には、宇久井小学校では、放課後運動場で遊んでいた低学年児童23人や校内に残って

いる4年から6年生の児童83人を、警報発令後、校内放送をかけ、2階に避難させて待機させております。その後、保護者に連絡を行い、児童が待機していることを知らせました。保護者が迎えに来まして、児童引き渡しを行っております。また、学校に残っている児童については、再度保護者に連絡して、保護者とともに下校していただきました。

それと、宇久井中学校なんですが、同様に、宇久井中学校は高台にある関係で、警報後学校ですべて待機させております。各家庭に連絡して、津波到着時間後の状況を判断し、安全であることが確認できましたため、保護者と連絡をとりまして、集団下校により各家庭に送り届けております。

勝浦小学校では、警報発令後、4年、5年児童が在籍しておりましたが、当初は警報じゃなしに注意報が発令されたこと、それと震災場所が遠方であったということもありまして、集団下校の準備を行いまして、15時37分、職員が引率し、地区別の集団下校を行っております。保護者と連絡をとりまして、保護者の不安を取り除くため、子供の安全を確保しつつ、いち早く保護者のもとに送り届けることが必要であったため、保護者と再度何度も連絡をとりまして、家庭に送り届けたという状況であります。それと、保護者がいない家庭の児童につきましては、その後学校で待機させまして、何度も連絡して、学校で待機していることを伝えております。それと、16時40分から17時30分、待機児童も保護者が迎えに来て、ほで全員帰らすことができました。

下里小・中学校も同様に、保護者へ即連絡を行いまして、学校で待機していることを確認し、迎えに来た保護者に引き渡しております。連絡がとれなかった児童・生徒につきましては、集団下校により安全に自宅まで送り届けております。

浦神小学校なんですが、警報後、全児童を校舎屋上に避難させております。浦神小学校については、御存じかと思うんですが、非常に海に近く、もう津波が一番心配されることであります。即屋上のほうへ待機させて、とりあえず様子を見たということでございます。その状況を見守りつつ、保護者と連絡をとり、1年、2年生はすぐ保護者に引き渡しまして、3年から6年生は職員の車で各家庭へ送り届けてます。浦神小学校については、児童数が少なかったということで、そのような対応がとれました。16時10分、非常に危険やということで、職員も海蔵寺のほうへ避難し、東地区は保護者が引き連れて山へ、西地区は海蔵寺と谷の奥へ避難したという報告を受けております。

児童・生徒の安全確保をまず第一に、子供の安全確保、避難、保護者への連絡、保護者への引き渡し、集団下校、児童・生徒の安全確認、教育委員会への連絡ということで、この一連の安全確保の体制を各校とっておりまして、教育委員会と連携した対応を行ったということでございます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） それぞれの学校で対応を迅速にやっていただいたということですね。特に、こういう警報とか出たときに、決められるのは校長先生が指導されると思うんですが、そ

の点はどんなんですか、トップの方が決断されるんですか、こうするああするという。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 各学校防災マニュアルを作成しております、それに基づいて管理職が判断し、行っております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今までの対応マニュアルどおりやられたということですね。

それでは、ふだんの通学路の安全確保、これはどういう形で、通学路はどうやって決められておるのか、教えていただけますか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 通学路につきましては、毎年現地を確認し、個々の学校でもう定めております。

通学路の安全につきましては、県で子供の安全対策事業として、通学路のセーフティーネットの日というのを定めております。これを実施しまして、子供の通学の安全確保を行っております。

本町では、小学校、これが6月、7月、9月、11月、1月、3月の6カ月間、それぞれ1日を実施日としまして、登下校の地域の方々や保護者、教職員が中心となって、子供の安全な登下校に努めております。ちなみに、今年度、22年度なんですけど、各回延べ合計506名の地域の方や保護者、協力いただきまして行っております。

また、これ以外なんですけど、各校独自に自主的なボランティアによる登下校見守り隊を組織しまして、必要に応じて月数回実施しまして、安全確保に努めております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今言われました、そういうやり方で安全確保を守っておられるということですが、この中で今県のほうでも県下一斉に取り組まれている通学路セーフティーネットの日ってありますね。それちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 県のほうで定めてる制度であります。一応子供の通学の安全を図るということで、今通学の関係できしゅう君の家というのもあるかと思うんですけど、そういうものと一連となって、子供の通学の安全を図る、地域の方、ほで保護者初めそういう活動することによって意識の高揚を高めて子供の通学安全につながっていくという、そういう制度で行っております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 通学路の中でも、非常に交通の激しいと言われるところに、桜道の踏切がありますね。それと、築地区のところにイトー靴店の横断歩道、あの辺なんかは非常に頻繁に生徒さんが渡られるところ、交通が激しいんですけど、それについての見守りというんですか、どのようにされておりますか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） これも先ほど説明させていただきました、セーフティーネットの日、その活用と交通安全指導で月に数回安全指導しております。

それとまた、子供への安全教育を行っております、自分の命は自分で守る、それと交通ルールを守る、ほど交通マナーを守る、そういう意識啓発を行っております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 実は通学路の、今言いました一つになっております桜道の踏切なんです、北浜側に新道ができてから交通量が増大したということで、学童の通学路として非常に心配された学校関係者の皆さん、また地区の役員さん、地元の住民の方々が、平成19年、横断歩道の新設、横断歩道は天満側から勝浦へ入るときに左側にありますけれど、右側には横断歩道がないということで横断歩道の新設と、それとよう踏切の中で自転車なんかこうあるんですけど、横切って、踏切の何が横切ったあるもので、非常にあそこでトラブルが多いということで、非常ボタンの設置を求められる運動されておまして、このほど警報器の非常ボタンが設置されたということ、新聞のほうでも報道されております。また、いろいろ尽力されてできたということが載っております。

ほど、先般、女性のドライバーの方から、勝浦寄りから北浜向いての線路沿いを走るときに、踏切の中の線路際ですね、あそこに立ち木があつて見づらいと。また、停止線もないと。まあ言うたら、停止線はあるんですけど、とまれの標識がないんですね。ほど、そこでいろいろ話がありまして、総務課の担当の方々が2名ですね、すぐそういう話を聞きつけて対応していただいて、JRのほうにかけ合つて、ほど2日もせんうちに立ち木を切つて見通しが物すごくよくなったんですね。そういう努力も皆さんされておるということをここで一応報告させていただきます。

それと、桜道に踏切に非常ボタンができたという記事がこれに取り上げておられます。これも、これ記事を読みますと、これ先生方、またいろいろ育友会の皆さん、ほど地元の辻井さんて、これ出ておりますが、これ写真が出ております。こういうことの皆さんの努力によって、子供たちの安全が守られているということだと思います。

それと、もう一つお聞きいたします。

遠くから、勝浦小学校の場合は校区が広いということで、浜ノ宮のあたしから通われておる生徒さんもおられるということですが、この子供たちはバスで帰られておるのでしょうか。どういう形で学校へ通われておるか、お聞きいたします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今議員さんおっしゃられたように、勝浦小学校の学区は非常に広うございます。一応浜ノ宮地区、一番最以遠は赤色の浜、それと川関、ほど湯川地区、この湯川地区というのは、三川小学校の区域外就学で来られる子供さん、桜ヶ丘ですかね、あそこの子供さんという、かなり広範囲にわたっております。一応遠いところではバスの利用、もしくは自転車で通学しております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 一応説明していただきましたんで、よくわかりました。

それでは、次の中高生の自転車事故が多発してることについて御質問いたします。

中高生の自転車事故、これは毎日新聞の切り抜きなんですけど、3月8日の新聞記事です。これによりますと、中学生の事故、自転車事故が86%と。それと、小学校、高校の部門の自転車事故も突出してると。それで、高額な賠償を起こされておるといことがあります。自転車事故について、学校関係ではどういう教育というんですか、また講習会を開いたりとか、そういうようなことはどうされておりますか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 中学生の自転車事故多発ということでございます。

交通安全マナーについては、見通しの悪い箇所や交通量の多い国道、速度オーバー車両などから危険を回避するための交通安全指導が必要であると考えております。

自転車通学生につきましては、ヘルメットの着用、安全運転、交通ルールの厳守、日常の自転車点検など、みずからが事故の未然防止について努力するよう、各校において指導しておるところでございます。

具体的には、那智中では、毎年4月当初に自転車通学生を全員会議室に集めまして、生徒指導担当により交通マナー等の自転車通学全般について指導を行っております。宇久井中学校では、定期的で開催される学校集会や学期末での休業を控えての生活指導。それと、下里中学校では、業者による自転車通学生の自転車点検、生徒指導主任及び学級担任等の教員による安全指導、それと職員による登校指導、これは交通安全期間中が主なものです。それと、クラブをして大体冬場、10月から3月ぐらいまでは帰りが遅くなると、暗くなってくると、そういうふうなこともあって、冬期間の教員による下校指導等行っております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 自転車は最も手軽で即応性や機動性にすぐれて、通学に多く利用されておるところであります。自転車通学、例えば子供さんも自転車に乗るとき、これ実際交通事故を起こしたときに物すごい非常な請求されると。ほで、裁判にもなって、非常に問題になっておるといことが報道されております。例えば、中学生が自転車に乗って事故を起こした場合、親御さんに責任は裁判では普通ないんですね、問われないんですね。そうすると、子供さんに例えば裁判で被害者が大けがを負ったと。裁判で3,000万円から4,000万円、これ事例では5,000万円という話も、死亡でしょうけど、出ております。そうした場合、裁判で、子供に責任はあるけど親にはないというのが、普通中学生以上の通例ではもう裁判ではそうなおるといことです。ほで、親の責任問われるのは、例えばふだんしょっちゅうそういうトラブルがあつて、こうやってるといんやったら、親には見届ける責任があるけど、ふだん普通に運転しやる子がたまたまそういう急いでて過失で全面的に悪いといたときに、その子供に責任があるといことで子供に10年間払いなさいとい、そやから子供はどうやって払うかといと、例えば就職して、その間、裁判で決められた額を払わなくてはならないと。親にはもう損害賠償請求は認められないといことなんで、だから非常に子供に、まあ言うたら被害者も

加害者も非常に甚大な影響があるわけですね。そういった場合、保険制度っていうんですか、中学生に保険を勧めるということは、親はもちろんあれなんですけど、学校というんですか、そういうことはされていないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議員今おっしゃられたように、子供の自転車事故による過大な損害賠償ということも最近よく耳にいたします。保険の加入ということでございますが、各学校とも毎年学期初めに、任意のPTA推薦の自転車保険というのがございます。それぞれ学校では、毎年新学期当初にその資料配布いたしまして加入を勧めておるわけですが、一応強制ができないというようなことで、もう各学校、指導者と保護者の理解のもと加入していただくことになるんですが、すべてが加入されていないのが現状でございます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 確かに自転車は、安いもので今1万円ぐらいから買えるという時代です。だから、なかなか保険に入れてと言われても、親御さんは自転車はたかが自転車ということですが、大きな被害があつてからそういうことになっては困るということで、例えば自転車屋さんで今点検、例えば自転車を点検してもらって整備してもらったら、これ自転車屋さんから僕一応これ、あれしてもらったんですが、これTSマークってついたやつあるんですね。これによって修理、タイヤかえたとか、そういったときにもう自動的にこれもらえるということで、これランク2つありますけど、補償が2,000万円ぐらいついたあるんですね。こういうことを勧めておられるらしいんですけど、なかなか親御さんもまあ言うたら見るだけで、目視だけやったらお金はもらえんということで、修理してもうていろいろこうしてんやったら、このTSマークのついたシール、マークですか、これもらえて保険入れると。そうした場合は、入院は15日で10万円、死亡で100万円、本人ですね。ほで、対人の場合2,000万円までこれするというのも一つの勧め方じゃないかと思うんですが、こういうことを勧めるということはどうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 事故からの少しでも負担軽減を図ることも必要かと思ひますんで、議員言われたこと、一遍学校のほうへも情報として提供したいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） これから子供たちが将来負担のないように。例えば、そういう事故起こしたときは、もう一生これ債権というんですか、そういう背負っていかなければならないということは大変子供たちも不幸だと思うんで、なるべく我々大人がそういう形で取り組むと。

もう一つ、その親御さんですね、別に保険の制度でカバーされるという保険もあります。傷害保険というんですか、これ我々議員も入っておりますが、こういう保険にまあ言うたら損害賠償もついております。こういうのを親御さんが掛けられとったら、それも転用されると思うんですけど、入ってなかったら、これ大変今言いましたようにあれだと。この場合でも、これ傷害保険ですか。ほで、普通一般で自転車保険というの、今学校単位やったら加入もできる

ということですが、一般の自転車保険というの、今もうほとんどやめられて、保険会社ももうもうからんというんか、なかなか難しいんか知りませんが、やっております。こういう傷害に入ったあつたら、家族も守られて、自転車で相手をやったときでもいけるということもありますし、あわせてこれも紹介していただいたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

標識ですね、道路の標識、路面にかかれた標識、例えばとまれとか、センターラインを描いてる、ほど横断歩道、そういうのが消えかかっているんですが、これはどこの管轄っていうんですか、なっているんでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 標識等に関しては公安委員会が定めておるものですから、そちらのほうの関係だと。私どもは、先ほど言いましたように側線とかセンターライン、あとそういう関係はうちでやってるんですけど。その標識関係は、うちではちょっと取り扱ってはおりません。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） そうしたら、地面にかかっている分は町がやられておるんですか。例えば、ストップってありますね、あれも公安委員会。

〔建設課長塩地勇夫君「公安委員会」と呼ぶ〕

ほたら、そうしたときに、我々があれは消えたあるよと。消えたあるけど、あれ危ないんじゃない、もうちょっと引き直してほしいと言うたというたら、要望はどこへ言うたらやってもらえるんですかね。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） そちらは警察というんか公安委員会というんか、うちへ言ってもらえば、うちも言いますし、総務のほうにも交通係がおりますんで、そちらでもよろしいかと思えます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） そしたら、総務課のほうでお願いしたら、相談に乗ってもらえるということですか、そうですか、課長。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 道路標識につきましては、警察のほうへ連絡させていただく。ライン等につきましては建設課、道路の管理者に連絡をとらせていただくということで、総務課のほうへ連絡いただければ、連絡はさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 次の幅員の狭い道路上に林立する電柱ですね、これは何とかならないものでしょうか。これちょっと2部あるんですが、これちょっと済みません、構わんですか、これ電柱のかいた、刷ったりしたやつが。

○議長（森本昇夫君） そんだけしかない。

- 1番（左近 誠君） ちょっと見てもらえますか。
- 議長（森本昇夫君） そっちも回したって、あったら順次。
- 1番（左近 誠君） これ、こっちも、これもあるけど、これほた。
- 議長（森本昇夫君） そんだけしかないんか。

〔6番湊谷幸三君「議事進行」と呼ぶ〕

- 議長（森本昇夫君） はい。
- 6番（湊谷幸三君） 一般質問は言葉で、言論でいろいろ表現して、それによって答えてもらおうと。資料読みもできませんしね、そういうことがありますんで、言葉で表現できるものは言葉で表現してもらおうと。
- 1番（左近 誠君） いいですよ、ほたら。
- 6番（湊谷幸三君） ということが原則です。その点、そういうことで計らっていただきたいと
思います。
- 1番（左近 誠君） はい、わかりました。
- 議長（森本昇夫君） 今議事進行のとおりでありますけれども、これを見てもらうことによってよくわかるということ、観念もあろうかと思えますんで、その点を注意して質問していただきたいと。

1番左近君。

- 1番（左近 誠君） 今、これ写真なんですよ。これ天満地内の写真です。これ実際町立病院の前、須崎区ですね、あれから思案橋、それから通ります天満地内の中道ですね、ずっと通ります、JRまでずっとこう入って抜ける道なんですけど、天満地内に入った途端に、電柱が何いうんですか多いんですね、ほど狭い。両面に電柱が並んでおるといことで、非常にこれ交通のあれに支障があるんじゃないかと。ほど、よく僕用事であるそこを通るんですけど、50メートルぐらいの間に両側に7本ぐらい立ったあるんですね、こう。ほど、そうしたときに、ここは通学路でもあるし、また自転車通学でもこれ通っておる場所だと思うんですけど、非常に支障があると。非常時ですね、緊急車両やとか、例えば消防車とか、また緊急の車が入るときでも、片側通行しかできん、両側で車同士が対向できんというて、ちょっと待たなあかんということが、電柱であるんですけど、この電柱のできれば民有地へ移転とか、ほど時によっては埋設、こういうことは考えられないんでしょうか、お尋ねします。

- 議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

- 建設課長（塩地勇夫君） 議員さんおっしゃるように、確かにあそこは多いです。電気、電話、テレビ等の電柱やと思います。共架する、片方にするとか、今言う民有地に入れられたらいいんだと思います。民有地というのなかなかスムーズにいかんというか、一番ええのは道路改良して広げたら一番よろしいかと思うんです。なかなかそうもいかんでしょう。そこら辺は、今後電気、電話、テレビですかね、そこら辺の会社と一遍協議しまして、できるものなら共架する。民地へ入れられるものなら、民地はなかなか、そこら辺はちょっと難しいんかもわからんのですけど、そこら辺は一遍協議というんか、そこら辺はしてみたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 確かに電柱ですね、NTTとか関西電力ありますね。ほで、例えば立てるときに、町は町道使用料というのをいただいておりますね。そういう関係で、例えばそういう新設すると、電柱を新たに立てたいとかというときに、相談は町へあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） おっしゃるとおり、うちに協議が出てきます。ただ、あの道に関しては、今町道ですけど、もともと県道でありまして、だからその当時に立ったもので、今はでも新たに立てかえるとかというのは、うち占用の関係で出てきます。だから、位置に関しては側溝を阻害せんとか、いろいろそのようなところで位置をうちでも条件というんか、そういうのは話はしてます。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 僕これ一応気になるもんで写真を写して、改めてこれ見るんですけど、例えばこの電柱、中にはこれ側溝の中に立ってるのもあるんですね、これ。それと、また民有地の中にも立っているのがあります。それと、公有地があれば、もう一番問題もないんでしょうが、両側にほんまにこれ立っておるということで、特に緊急自動車が入るときに、消防長、こういうときはネックになることはないでしょうかね、どうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 確かに議員言われるように、この天満の地内は非常に狭いところがございます。ただ、我々としたら、救急車であるならば、患者さん乗せてれば、患者さん、事故がないように、補助員をつけるとか、いろんなことをしながら行っております。道路幅員だけ見れば、これ以外にもいろんなところであります。いずれにせよ、交通安全に十分気をつけて走行等々行っております。

○議長（森本昇夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 建設課長も言われた、これから特に新しく立てるときは、ほんまに交通の邪魔にならないようになるべく、そうされてると思うんですけど、そのような方向でもっていただきたい、このように思います。

それで次に、路上でのローラースケートとかスケートボードですね、これについてちょっとお尋ねをいたします。

先ほど私住んでおります朝日区の中で朝日の公園でありますね。あそこに住んでおられるお年寄りの方から電話ありまして、来てほしいということで、公園の前に、老夫婦なんですけど、行きましたところ、子供が外でスケートボードをやってる子もおると。ほで、外へ出るのはちょっと恐ろしいんやっということなんです。なぜかといいますと、何カ月も前に自転車で突っ込まれてガラス戸を割られたんやっ、ほでそのときに警察の方がちょうど通られておって、対処していただいたということなんで、それからいつもシャッターがおりてるんですね。ほで、あるときに、これシャッターおりて、昼日中にシャッターおろしたあるから、何で

ですか言うたら、いや、実はこうこうやったということで、あの辺、子供さんがよう集まってくることで、自転車に乗ってきたりとか、またたまたま、今言いますようにスケートボードで遊びに来た。ところが、スケートボードは公園の中では、これ地面やからなかなか滑れないから、路上ですんねん。あそこは割と広いし、交通量が少ないんで、車の、そういうことでたまたまあそこへよう子供さんが放課後、今春休みですけど、春休みというよりあれですね、そういうときに集まってきてあそこで遊ぶというときに、お年寄りの人が物すごい我がの身の安全というんですか、物すごい気を使っておられるということで、ほでたまたまシャッターおりたあるもので、何かあったら連絡してもうたら僕は行くよって言うていたら、ほた電話かかって、ほたやっぱり子供さんらがたむろしてスケートボードをやってるから、ちょっと注意する。ほで、僕が話するときには、僕一人で話するよりかと思うて、教育委員会の方に来ていただいて、一緒になって子供らと対話したんですね。そのときに、子供たちにスケートボードするんやったら、こんな路上でしたらだめだよと道路交通法のことを言うよりか、お年寄りがあそこへよう買い物に行ったりもするところです。ですから、よそでしなさいと。ほたら、よそというたら、どこへ行ったらええんかって子供は言うわけですね。そうしたときに、浜ノ宮のあの堤防のあたしに広いとこ、できるようなとこあるんやから、あっちへ行ったらどうなって言うたら、あっちは遠いという。ほて、いろいろ話しして、子供さんと話ししても、子供はそう悪いとは思われんねんね。ふだん普通の子供なんでね。

そうしたときに、僕自身、これちょっと考えたんですよ。待てよって、子供らにするな、あかんぞというたときに、場所を何とか提供というんですか、やっぱりすんのが大人のあれじゃないかと。スケートボード売つといて、売ってるんですね、店に、そこらでいろんなとこ、通販でも売ってますし、またいろいろの店でも売っております。そういった売っていながら、場所がないと。ここで滑ったらあかんさかいあっち行けって。路上で滑ったら悪いというのは、彼らもわかってるんですね。ところが、どこへ行って滑ってええやら、場所がないといったときに、大人として我々はちょっとそれも考えさせられることじゃないかと思うわけですが、町長、これどうしたものでしょうかね。例えば、どうしたらええ、知恵っていうんですか、ないでしょうかね。場所つくったるとか、そういうようなこと考えられないでしょうかね。

○議長（森本昇夫君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） 議員の質問にお答えします。

スケートボードあるいはローラースケートというものにつきましては、これ非常にスピードも出ます。また、形態からいっても非常に危険度の高い遊戯かと思えます。道路法上では、交通の妨げ、あるいは事故防止の観点から、路上での遊戯ってのは全面的に禁止されております。ですから、路上での遊戯に関しましては、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいという議論の余地はないかと思えます。見かけたら、必ず危険度を指摘して、別の危険度の少ない場所で遊びなさいという議員のおっしゃり方と同じような注意は、声をかけてやっていただきたいと思えます。

この問題につきましては、和歌山市の都市部等では、十数年前、非常に大きな問題になって

ございます。そのときは一切路上からのこの遊戯を追放するというので、学校とか、そういった保護者の方々にもお願いして排除したと聞いております。町のほうとしても、それは確かに使用していない広い駐車場、イベントのないようなときなんかは、そら使ってもらってもいいかとは思いますが、それにつきましても、その駐車場を通行しておられる方々の危険ということもありますし、管理上大きな問題もございまして、ルールづくりっていうのも非常に難しいかと思えます。

そうしたことから、そのルールづくり、あるいは先ほど議員のおっしゃりますように、場所を探すということにつきましても、そういったことも含めましてちょっと検討させていただきたいかなと考えております。

○議長（森本昇夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） いや、副町長おっしゃいましたように、僕はようわかります。ほて、僕自身もそう言われたときに、どう答えてええもんか。道路でこれ遊んだらあかんということは、もう彼らもわかったあるわけですね。ほて、僕も言いました。ほて、どこへ行ったらええんと言われたとき、あっちはどうなって言うたら、こういう答えが返ってきたもんで、どうしたもんかなと思うて。ほて、とりあえず僕自身も青少年センター松下先生ですか、あちらのほうへもお伺いしているいろいろ意見も聞いております。ほいでまた、子供たちの指導というんですか、お年寄りに対する道路上、自転車で来てたむろするというようなときには、私に言うてくださいっていうこともお聞きしましたんで、これから、ほて学校のほうにも僕連絡させてもらって、校長先生とも話ししました。これからいつでも言うてきてくださいって言うてくれるんですが、子供ら、普通の子供なんですね、こう話してみたりしたら。そういうこともありますんで、これから我々も子供に対しては、それは悪いことは悪いと教えて、また指導していただきたい、このように思います。

次に、環境に優しい、省エネ効果が高いLED街路灯の導入についてお尋ねします。

これについて県のほうでも、和歌山県地域グリーン基金事業活用というようなものも取り上げております。予算もついておりますが、本町はそのような例えばLEDの導入というようなことを考えてはおられますかどうか。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 今LEDのよく言われております。今導入なんですけど、今回那智勝浦線というて、国道から真つすぐ踏切へ入ってる路線があります。そこちょっと照明、7基余り壊れておるということで、今回実験的というんか、そのLEDの街灯をつけようかということとで今準備しております。

○議長（森本昇夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 実際いろいろ調べますと、田辺市、また今回新宮の熊野川町でも導入するというので、全国各地でもLEDに切りかえているところが多いんですね。本町の例えば町が管理してる街灯にということでしょうが、町の管理してる街灯はどのぐらいあるか、おわかりですか。

- 議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。
- 建設課長（塩地勇夫君） 建設課というんか、町で管理してるのは220余りあります。その中には道路照明等もあるんで、この補助事業というのは多分防犯灯しかいけんと思います。
- 議長（森本昇夫君） 1番左近君。
- 1番（左近 誠君） 実際これ町の管理と。ほてまた、区が管理してるのがありますね。区の管理してるのは、幾つぐらいありますか。それと、予算どのぐらい出ておりますか、補助ですね。
- 議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。
- 建設課長（塩地勇夫君） 区の管理してるので1,700余りあります。新規等も出てきてます。うちで補助してるのは2分の1、電気新設とかというのがある。頭打ち新設やったら3万円とか、修繕やったら1万5,000円とかというのはあります。
- 議長（森本昇夫君） 1番左近君。
- 1番（左近 誠君） これから例えばうちはLEDに切りかえたいんだというような相談があれば、費用がかさむと思うんですよ。1つLEDに切りかえるのが、最低1万8,000円ぐらいかかるんじゃないかと思うんですね。そのときに補助はもう半分は見ますよというて見てあげてもらえるかどうか、そのところちょっとお伺いいたします。
- 議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。
- 建設課長（塩地勇夫君） 補助事業につきましては、条例というんか、交付規則というのがありますので、これは変えられませんので、今。もし、上げるんだったら、これを変えなあかん。うちはもうこれで決まってる。LEDつけるんだったら、つけてもらって結構なんですけど、4万円とかかかった場合、うちは3万円ということで、1万円は負担になってこようかと思いません。
- 議長（森本昇夫君） 1番左近君。
- 1番（左近 誠君） もう一度ちょっとわかりにくかったものですから、ちょっともう一度答えてもらえます、LED、はい。
- 議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。
- 建設課長（塩地勇夫君） うちに街路灯維持管理補助規則というのがあります。それで補助金は、街路灯設置補助金1灯につき、設置費用が50%、上限が3万円があります。修繕は1灯につき、これも50%で修繕の、これは1万5,000円という限度があります。
- 議長（森本昇夫君） 1番左近君。
- 1番（左近 誠君） そしたら、3万円以下やったら、半分はしてもらえるということですね。それでは、これでもういろいろお聞きしましてわかりましたんで、これで終わらせていただきます。
- 議長（森本昇夫君） 1番左近議員の一般質問を終結します。
休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時50分 休憩

10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

次に、5番田中議員の一般質問を許可します。

5番田中君。

○5番（田中幸子君） まず初めに、東日本大震災で被害に遭われた皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。きょうの一般質問ですが、住宅リフォームと水源の里の条例、また子供の支援の中で医療費無料化についてですが、このことについては、前議会でも出しておりました。その検討された結果とか、そういう部分含めて質問させていただきたいと思います。

それではまず初めに、住宅リフォーム助成制度についてです。

この制度は、住宅のリフォーム、改築や増築の際に、経費の一部を自治体が補助する制度なんです。この前は各地のいろんな情報を見て検討させていただきたいということでしたので、その後どうでしょうか、御返事をお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 住宅の新築及び増築につきましては、先般皆様に御審議いただきました平成23年度の当初予算に組み込まさせていただいております。その中身につきましても御説明申し上げたとおりでありますが、再度御説明申し上げます。

まず、対象者といたしまして那智勝浦町民、そして那智勝浦町に自分の住む家、専用住宅、併用住宅含めてであります。自分の住む家を建てる方、ですから町民という表現いたしておりますが、ここの部分でそれを家を建てて住むんだという方も対象に含まさせていただいております。ただし、1年以内に住民票が移らなければ返還いただくという条件つきではございますが、そういう方も含めて補助をさせていただきます。そして、その補助となる中身につきましては、住む家に関して使う木材、これが紀州材ということに限定されております。その紀州材の定義といたしましては、和歌山県内及び熊野川流域、新宮に集まってくる関係もございしますので、新宮市、串本町と歩調を合わせていただいて、熊野川流域から搬出される木材を紀州材という表現の中に含まさせていただいております。その材を、そして町内の製材所で製材したものを対象とします。これにつきましても、予算のときで御説明申し上げましたとおり、新宮市は新宮市内の製材所、串本町は串本町の製材所という縛りがございますので、私どもの町も那智勝浦町内の製材所で製材された材、その材を使って家を建てる補助でございますので、立米当たり2万円の補助になります。小数点は切り捨てます。限度額として40万円まで、20立米までの材について補助をさせていただきます。この20立米につきましても、昨年の県への申請を見ますと、大体15立米から16立米のあたりが平均になっておりますので、それが普通の住宅建築に必要な立米と判断いたしまして、20立米まで補助の対象として、40万円までの金

額で補助させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 新しく家を建てるというところで40万円の補助がつくってことです。これは本当に建てる方については、大変喜ばしいことかと存じます。リフォームっていうところでは、今の住んでる家を少し畳をかえたいとか、またちょっと耐震のために補強したいという部分で町のほうからそういうリフォームの関係での補助が出ないかということで、そういう部分はどうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 私どものこの補助は、紀州材の流通を促進するものでございます。畳、また壁紙等は、紀州材とは関係ございませんので、リフォームについては該当いたしません。ただし、建築確認を出していただいた、で増築、専ら住まいの増築、新築ということでございます。ですから、納屋とかの新築、増築等は認められませんので、あくまでも基本スタンスとしては紀州材の流通を図る目的で、その協力していただいた方に補助を出すという制度でございます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 今回も前回もそうなんですが、一応自治体のほうに補助の制度をつくることを要望してますのは、それはそれでとても大事なんですが、今住んでおられる住宅をリフォームするという形で自治体のほうで補助をっていうことなんです。こういう補助制度っていうのが全国で今180カ所の自治体で実際実施されている状況です。また、この3月にも予算つけられ、4月から実施されるっていうところがあるんですが、この住宅リフォーム助成っていうのは、不況の中で改築またはそういうリフォームをしたいけれども、なかなかできない。また、地域の業者の仕事も数少なくなっているっていう中で、内需振興の緊急経済対策として全国のほうで上げられてるっていうことです。実際神奈川県相模原市の助成制度は、市内に所有、住んでおられる方なんですけども、対象として修繕工事を市内の施工業者に発注することが条件として、低所得者も利用しやすいように10万円以下の工事には一律5万円を保障するというので、ここでは3,000万円の予算を組んだということなんです。そういう部分での那智勝浦で住宅リフォーム助成という形ができないかということなんです、どうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 私どもで答えれる範囲は、先ほどの範囲でございます。障害者の住宅改築は、またそちらでありますし、耐震用の改築というか、それはまたそちらのほうでありますので、そちらのほうでしていただければ、私どもは先ほど申しましたように、今持っておるのが紀州材を町内の建設業者を通ったやつについては補助をするという制度でございます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 先ほどからも何回も申し上げてるんですが、住宅リフォーム助成は住民に

とっても大変喜ばしいことなんです。先ほど言われたように、耐震の補強は補強関係、介護のほうは介護の関係と言われましたが、介護の関係に当たらない方もおられると思いますし、那智勝浦町に住んでおられる住民の皆さん全体ってということで、その補助を受けられるようになっていくのなんですけども、住宅リフォーム助成は住民にとっても喜ばしい制度だと思います。工事内容には、耐久性または耐震性の向上、また省エネ、それから少子対策として住民の環境の向上に関する工事のほか、トイレの水洗化などの環境の向上もあるんですけども、先ほど言いました、こういう補助が受けられたってことで耐震の関係でも寝てる部屋とか、皆さんが憩える部屋を耐震強化できるということなんです。そういう部分で、少しでも今住んでる家をリフォーム、改築して住めるようにということも含めて、また町内の職人さんたちにも仕事がふえるっていう部分でこういう助成を考えていただきたいということで質問させていただきました。このことについては、財源として社会資本整備総合交付金、地域住宅新分野の事業の交付金として国土交通省のほうからおりていくと、なんですけど、こういう補助金を使って住宅リフォーム助成制度を組むというんですか、そういう助成制度をつくっていただけないかと思うのですが、確かに町にとっても先ほど新しい家を建てる時の紀州材を使ってっていうこともありましたけど、現在の住んでおられる家のリフォームに関係しての補助です。そういう部分について、今課長さんからいろいろと御説明もいただきましたが、また違う面での助成の関係ですので、町長、そういう分ではどうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

全般的にそういうとこまで幅を広げていくってことはなかなか難しいとは思っています。ただ、先ほど議員がおっしゃられました国土交通省の補助金の制度がどういうものであるんかは、今後また検討してみたいとは思っています。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） この補助金のほうでも検討していただきたいと思っています。

こういう住宅リフォーム助成制度を使っているとところなんですけども、京都府の与謝野町では、住宅を新築もしくは改築する際に、地元の業者に発注すれば、工事費の15%、限度額20万円を町が保障しますと。町の予算は1億4,000万円で、その15倍の22億円の仕事が起これ、地元業者の8割に仕事が回り始めたということなんです。それで、住民にも地元の業者にも喜ばれ、おくれていた下水道復旧も進み、一石三鳥の経済効果ということで町長はこのことを話していたということです。これがぜひ、そんな大きなお金でなくても、町で少しの補助でも考えていただけたらと思います。国土交通省から出ています補助を一度参考にされて、ぜひこの制度化を実施できる方向へ検討していただきたく、強く要望いたします。それで、町長、再度、済いません。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） いろいろな制度の中で合併処理の補助、耐震の補助、ほんで障害者の補助、そういうのがいろいろ組み合わせた中で出ておるわけで、ただ今議員がおっしゃったよう

な国土交通省の補助金の制度というものが、まだ私どものほうも勉強不足なんで、そういった面も今後検討課題にして研究し、導入できればそういう方向に行きたいですけど、まだ今の段階では検討させていただきたいということでございます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） よろしくをお願いします。

次に、水源の里条例づくりについてです。

このことにつきましても、昨年、全国の水源地の里連絡協議会に参加し、また条例づくりについて参加するっていうことを要望いたしました。今回につきましてどうでしょうか、そのことについてのお返事をお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今回の水源の里条例の制定ということでございますが、現在のところ考えておりません。ですけども、当町にとりまして、それに見合ったものがないか、少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） この条例につきましても検討するっていうことも前回言われてました。それで、町から遠く離れた中山間地域で、過疎化、高齢化が進む中、このような地域は美しい水や森林など豊かな自然に恵まれ、水源涵養な国土の保全、心いやす安らぎの場など、多くの重要な機能を持っており、私たちの生活も支えられております。

それで、京都の綾部市では、水源の里条例ができていまして、その条例を見やって参画されているところでは条例もつくられています。先ほど課長さんのほうからも言われました水源の里の条例につきましても、町として検討されるということなんです。この水源の里の水を守るということでは、守っていくことも大事なんです。侵されないようにするっていうことのもありますので、ぜひ水源の里条例を那智勝浦町に見合った条例として考えていただきたいと思います。町長、このことについても、一言お願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

前、議員おっしゃったときは、限界集落っていうのは余りにも呼び名が粗末っていうんですか、ああいうことで水源の里っていう呼称にし、その中で水源の里の条例っていうことの制定ということでしたけども、京都の綾部市が先進地ということで、我々もその条例を見ながら、予算箇所つけしていくのにはとても今の状況では難しいなというのが結論でございました。そういう意味で、変わった意味で今課長も言いましたように、水源の里というんですか、地域の衰退しているところにどういふものを導入できるかということのを別の角度から今担当課と検討しているところでございます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） この水源の里連絡協議会では、前回も申し上げたとおり、和歌山のほうでも結構7カ所ぐらい入っているんですけども、そこはそこで今町長が言われたように過疎化地

域を復興させるために、皆さん取り組みで頑張っておられるということです。那智勝浦町でも、色川ではいろんな本当に形では取り組みもされ、地産地消という形でも頑張っておられます。その部分で、一番山を守るっていう部分でも、町に見合ったやはり活動も含めて条例がぜひ設置できるような形で今後も取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、副町長にお尋ねいたします。色川地区のゴルフ場の拡張工事のことですが、このことについてお尋ねいたします。

あれから工事のことは入ってるんでしょうか、されてるかどうかということと。

それから、先月ぐらいでしたか、川関の橋のほうから色川のゴルフ場のほうへ向かって走ってましたら、コースの1コースぐらいのところでしょうか、山のすそのほうで工事をしてました。もう工事も始まったのかなというふうに思ったんですけども、後で聞いても関連はちょっとわからないっていうことだったんですけど、その工事がこの拡張工事に関連するのかわか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） お答え申し上げます。

工事の進捗状況ですけれども、現在こちらのほうも目立った情報というのは入っておりません。ただ、今議員がおっしゃいました1コースの工事でございますけれども、これは非常に小規模な工事のようございまして、一応県のほうにもそこらを問い合わせたりしたんですけども、非常に小規模な工事で、許可申請の対象とか、そういったものではないという回答もいただいております。当町のほうも、職員を一応そこで見たりっていうことで、兼務もしておりますけれども、それよりの発展性は認められないということになってございます。

なお、このことにつきましては、色川の住民の方にもこの工事に入るということは連絡があったようでございまして、業者のほうも、一応色川の地区民に対してはいろいろ気を使っている工事かと推察しております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） まだ大きな工事に入っていないということです。今副町長も言われましたとおり、どんな小さな工事でもちゃんと連絡が入ってるということでもあります。これからもそういう面では地元の方たちとの関係の連絡とっていただいて、またそういう進めるっていうんですか、この工事についても皆さんとても関心持っておられますし、心配もされておりますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

それでは次に、子育て支援に入らせていただきます。子育て支援では、3点の質問させていただきます。

まず初めに、医療費無料化についてです。

中学校卒業までの医療費の無料化についてですが、このことについて住民課の課長さんですが、どうでしょう、前は予防接種またはワクチンなどの費用の補助とかも組まなければということで、なかなか無料化というところまではっていうところだったのですが、今はどうでしょう

か。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 私ども住民課のほうは、乳幼児の医療費の関係でございます。

子育て支援としまして、中学校卒業までの医療費の無料化ということでございますが、前回のときも答えさせていただいておりますが、医療費につきましては町内に住所を有します、現在小学校就学前までの子供を対象として個人の一部負担ですけど、これ2割ですけど、その分を乳幼児医療費で扶助して、トータル的には医療費無料化ということを図っております。

22年度、現在ですけど、乳幼児の受給者数、いわゆる小学校入学までの対象者というのは668名、現在でございます。22年度の乳幼児医療費というのは、やはりそういったことを踏まえると、単費で1,650万円ほど見込まれます。そういうところから、その2分の1が今、約ですけど、補助対象となっております関係の県費で約2分の1の800万円補助でもらえますと、残りやはり850万円ほどは一般財源ということになってございます。

それで、今議員言われてます、中学校までとなってきますと、その対象者となりますと、1,220名ぐらいになってきますけど、他のひとり親家庭、あるいは重度心身の医療費のほうを優先しまして、残りやはり1,000人ぐらいが対象になってまいります。そうしますと、所得制限等もありますけど、前回よりは少し金額的には医療費の状況によって変わってきてますので、小学生で約1,200万円、中学校では500万円、これは前回と変わりませんが、合わせて1,700万円ほど見込まれまして、その分は県費補助、いわゆる対象外となっておりますので、一般財源ということになってきます。今の現状はそういうことでございますけど、やはりこれも医療費の動向によりまして大きく左右するというような状況でございます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 子供たちが元気で健やかに育つことも、親御さんたちも願っておられますし、ぜひこの中学校卒業までの医療費無料化を要望したいと思うんですけども、町長、どうでしょうか、前回からの考えは、返答お願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 前回もそういう話が議員から言われましたけれども、うちも恒久的にその財源を維持するためにはどうやったらいいかということは今検討しております。そういった中、財源の見通しがつけば、中学生ぐらいまでは導入したいと思いますけれども、今のところ検討段階で、これから大きな事業も控えていますし、いろいろそういう中でこれから検討として、課題としては当局側として考えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 財政面でも大変な状況にあると思います。今、那智勝浦町では、就学前までのお子さん対象になってるんですが、中学校までのっていうことで難しいという部分であれば、段階として3年生とか小学校卒業するまでという形でもあります。そういうことで医療費の無料化も考える点ができるかと思うんですが、住民課の課長さん、そういう部分での対応

というのでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 私、先ほど人数、金額等報告させていただいたのは、小学校あるいは中学校という全体的なところでございます。それを補助対象3歳まで、あるいは小学校まで、あるいはまたもう中学校まで全部というような方法も、今後はそういった検討の中で考えていかなければならないかなとも思います。

前もお答えさせてもらいましたが、やはり県下の状況、あるいはまた本町と同じ就学前というのは、今入院だけに限りますと15市町村でございます。そこもでございますし、また郡内では北山さんだけがされて15歳までというようなことになっております。ですから、今後医療費の無料化ということは、なかなか県の補助というんですか、対象が見込まれない中では、先ほど言いました医療費の無料化を図れば、やはりこれはもう町長も言いましたように、恒久的な財源の確保がもう生じてきますので、そういったところも見きわめた中で、年齢というんですか、そういったものをどこまで区切っていくか、それはもう一気に中学校卒業するまでというんですか、そこまで持っていくか、今後十分上司とも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 今課長さんにもお聞きしたんですが、このことでは小学校3年生、また6年生までということで、町長、そういう形でもぜひ考えて、一日も早くこういう無料化の方向へ向いて検討されることはできないでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 細かく区切っていくと事務量の問題がありますので、するんであればもう一括で中学までということは考えますけど、区切ってということは今のところ考えておりません。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 区切ってということは考えてないという部分でも、大変その分では実際中学卒業までの医療費無料化されるっていう方向になれば、すごく住民の方にとっても、若いお母さんやお父さんたちにとっても、子育てにとっては大変助かる部分ではないかと思えます。ぜひ早く医療費無料化のほう、検討していただけるようお願いいたします。

それと次に、公園の設置についてです。

公園なんですけど、各地域に公園があります、小さな、子供さんたちが寄って遊べるような。町のお母さん、お父さんたちに聞きましたら、広い大きな公園が那智勝浦町にもあればなあっていうことをお聞きしたんです。三重県には田代公園とか、いろんな公園があるんですけども、田辺市には新庄公園ってもう本当に広くて舞台もあっているような、お金を入れて遊ぶ遊戯ではなく、本当に体を動かして親子で遊べるような遊戯があるところなんです。芝生があり、また花とかもたくさん植えられていて、そういう季節季節の観賞にもとてもよい公園があります。そういうような公園を那智勝浦町にもぜひつくるというふうに考えていただきたいんです。

が、その中では多少お金のかかるようなといっても、少々お金はかかってくるんですが、長い滑り台とかアスレチック、先ほど言いました季節の花とか、またあと桜の木とかも植えていただいて桜祭りという形で、一日大人と一緒に遊べるような、そういう場所づくりっていうことは町としてはどうでしょう、考えられてはおられませんか、町長。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町なかでそういう大きな公園というのは難しいとは思いますが、うちで一番大きい公園というのは若者広場、朝日の中にある。そこにほかの地域の、宇久井団地にも造成するときにはその用地の確保、市野々団地にもそういうのが議員の下のところに曲がりなりにも狭い公園がありますし、そういった中での日常的な公園と。うちは今のところ那智高原へ行けば、それに代用できるんじゃないか。ただ、車を持ってない人はどうなるんかということになるんですけども、そこまで車の人のっていうことまでいくと、なかなかできませんけれども、私も子供が小さいときは弁当持って那智高原へ遊びに行ったのを覚えてます。あそこは今はちょっと芝生のところがイノシシに掘りさがされたり何かして遊ばせにくいかわかりませんが、昔はそこに芝生が植わったって、寝転がっても、ただ今はシカのふんがたくさん落ちておりますけれども、そういう那智高原を皆さん利用していただければ、その利用頻度によって、またいろんなことも設備を変えていけるかと思うんですけども、なかなか今の現段階では、利用頻度からいくと少ないということで、なかなかあそこへも手を入れられませんけれども、利用者が多くなれば、それなりの検討はしていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） そうですね、那智高原でも長いローラー滑り台ね、ああいうなんもあって、ほんで下のほうにもちょっと上ったりする、ひもでつくったような、縄でつくった、そういうのもあって、結構楽しめる部分はあるんですけども、また円満地公園もあります、プールもあるしということで。ところが、なかなかそこまで行くっていうことがなく、新たにまた町内の中でつくるというのも、また本当に大変なことなんですけども、できればこの42号線沿いを含めて、そういう行けるような公園があればっていうことも言われてました。

ここでは例えばグリーンピア南紀の跡地とかもあるんですけども、そこもまた整備っていうこともなりますけども、親御さんたちが一日そういう分で過ごせるような公園づくりを要望しているっていうことも町長の耳にも聞いていただけたらなと思う部分で質問させていただいたんですけども、観光の関係では、よその地域では結構遊園地、また公園で観光地として言われる部分はあるんです。ここも観光では、見えますと、かなり大人の方の観光の方が多いというふうに見受けます。夏になれば海とかあって、夏休みには子供たちもたまには家族連れという方もおられるんですけども、家族で一緒に来られて観光も含め大門坂に行ったり、那智の滝に行ったり、また温泉、おいしい食べ物を食べて観光を楽しまれる。そしてまた、公園があれば、子供たちもそこでまた遊べるっていう部分もあります。こういう部分での活用もあるかなと思うんですけども、そういう分ではどうでしょうか、観光課長さん。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員のただいまの御質問で、イメージとしてははっきりわかりにくい部分もあるんですが、今私なりに理解した中で御答弁させていただきますと、私どものこの地域の売りはやはり自然でございます。自然を売り物にしている中で、議員の質問にアミューズメント的な部分を求めていられる発言かなという、ちょっと疑問もあつたんですが、この自然の中で、先ほど町長が言いましたように山、それから海、海浜公園、那智の浜ですね、そういうふうに自然を生かした広い公園も整備させていただいております。アミューズメント的要素を入れて遊具等々をたくさん置けというようなことであれば、それによって集客できるとは思いますが、地域住民の方の子供を遊ばす場所にはなろうかと思いますが、観光のほうでそういう自然の中での遊具をたくさんそろえたようなことは、今計画しておりません。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 少し言い方がちょっと悪かったかなと思いますが、たくさん遊具を入れよっていうことではないんです。一番先も言ったとおり、長い滑り台っていうのも限度があるかもしれませんが、アスレチックで遊べるようなところですね、そういう簡単でいうんですか、どこの公園にもあるような、そういう遊具をまた設置していただけたらなというふうに思ったんです。観光に来られた方は、そちらのほうへっていう、誘導するような形でっていうことではなかなか取り組んでは難しいかもしれませんが、よその全くの隣近隣の市町村さんからも日帰りで遊びに来れるような、そういう公園ていうのも考えていただけたらなと思います。これはこれから先のまちづくりとかという形の中での公園でまた考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員のただいまの御指摘のようなことも含めて、先ほどの御質問の中で花植えたり、木植えたりと、そういうことも住民の皆さんと一緒に、ともに働くという意味で、入湯税を活用した提案等も出していただいたら、町民みんなでそういうことをまず広げていけるんじゃないかと思っておりますので、また皆さんと一緒にそういうことは考えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 本当にそのとおりです。公園ていうのは、住民の中でつくる公園なので、やはり住民の皆さんの力も含めて、どういう公園にしていくかっていうことも、考えも皆さんも含めて考えながら、また公園をよくしていくためにも一緒にやっぴいかなあかんっていう部分があると思います。そういう部分では、ぜひこれからも考えを入れていただきたいと思います。

それで最後に、学童保育のことで福祉課のほうに少しお尋ねいたします。

学童保育所についてですが、現在宇久井のしらぎく、それから勝浦小学校のくろしおに学童保育所があります。現在、保育所の児童数は何人でしょうか。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 現在、22年度でくろしおで16名と、そしてしらぎくが9名ぐらいで

す。そして、平成23年度におきましては、勝浦のほうは20名、そして宇久井のほうは9名、申し込みいただいております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） くろしおのほうは20名ってということですね。

〔福祉課長福居和之君「20名です」と呼ぶ〕

はい、はい。

今そういう20名の応募があるということです。それで、それはこれからですから新1年生も含めての人数ですね、これから4月に入られる。はい、はい、ありがとうございます。

学童保育は、日々学校が終わった後に保育所で、保育所っていうんですか、学童保育に行つて先生たちと、そして同じお友達と一緒に遊んだり宿題をしたりという生活の場です。

今度春休み、夏休み、それから冬休みっていう時期が来ようかと思えます。そのときの受け入れ態勢で少しお尋ねしたいと思えます。

夏休みのことなんですけども、春休みもありますが、春休みは直前に来ないと、応募っていう形ではわからないという部分があるんでしょうか、済いません。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 春休み、今3月ですけども、3月については、先ほど申しました勝浦のほうは15名から16名で推移いたしまして、宇久井のほうは大体7名ぐらいで現状では動いております。ただ、先ほど言いました夏休みにつきましては、今後また申し込みがふえまして40人、昨年では45人まで申し込みが、全員は来られないんですけども、45名ぐらいの申し込みが22年度ではありました。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 昨年は45名ということで、また昨年は勝浦小学校の建てかえということで、部屋の移動もありましたので、その関係で旧幼稚園、勝浦幼稚園のほうを利用して保育がされたということです。一番心配しますのは、また今度、今は学校体育館の隣の隣の部屋で保育をしてるということなんですけども、この夏休みの人数でそのまま今の教室で保育をするってということでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 今の教室のほうでは、現状では無理と考えております。今後、対応するために、今のところ教育委員会と学校のほうへ要請いたしまして、協議していただいとここでございます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 夏休みとなりますと、本当に暑くてクーラーもありません。また、今の学童保育のところでいいますと、廊下側に窓が全然ないですね、耐震補強したということで。ちょっと裏側のほうに窓があるんですけども、扇風機は置くと思うんですけども、そういう部分ではすごく暑い部屋になるんじゃないかなというふうに思います。今、福祉課長さんから、部屋については教育委員会と相談してということですが、学童保育をしてる教室からしますと、

隣は道具が入ってる部屋、それから2階、3階と図書室とか音楽室、またちょっと机とか扇風機とかいっぱいあって、もう部屋が全部使われてるような状況になっています。その中で、今後部屋をどうするかっていうことをもう早い目に決めておかないと、もう40名の申し込みがある中で、もうできませんからっていうことはなかなかね、せつかく申し込みをされた……

〔福祉課長福居和之君「20名」と呼ぶ〕

あっ、ごめんなさい、20名で。

休みの前になったら結構多くなるっていうことも先生からも聞いてますので、部屋の確保っていう部分では早目に決めといたほうがいいのではないかと思うのですが、その部分を教育委員会のほうではどういうふうにご検討されておられるのでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 勝浦小学校の空き教室のことになるかと思いますが。今、議員さんおっしゃられたように、学童保育でお貸ししてる部屋以外はいろんな資材とか、当然教室等でも使っておりますので、今のところあいてる教室はございません。ただ、今言われるように、7月の半ばから8月いっぱい、40日ぐらいになるかと思いますが、これから学校長ともその辺あたりを相談して、まあまあ何とかなるかどうか、ちょっと検討していきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） この応募規模っていうのは、大体20名ぐらいですかね、はい。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 一応条例では20名となっております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 普通の教室でしたら、30名ぐらいで机を並べて勉強してるっていう形なんですけど、学童保育ですと、宿題するのにも机は学校のような机は置いてなくて、ふだんちょっと寝転がったりして遊べるような家庭での状況でもあります。そういう中で20名、学童の先生は30名ぐらいだったら何とか対応できるという話でしたが、去年のようにたくさんの生徒さんが来られますと、前回旧幼稚園だったので何とかできたということでした。それなので、今回今の部屋で保育をするということは、本当に大変だという意見を聞かせていただきました。それで、私もそういう中での保育は本当に大変だと思います。暑い中ですし、雨が降ってきたら、また窓も閉めなければならないときもあると思います。それに、朝8時から夕方5時半ぐらいまでですか、長時間ということもありますので、このことについては、本当に部屋をもう一つぐらい確保するような形でぜひ準備をしていただきたいと思います。検討するという形ではあるんですが、教室をどこかあけるとか、ほかに何か建物をつくって、そこへ教室の道具を入れるとか、どういうふうな考えっていうか、具体的な考えはまだないのでしょうか、教育委員会ですか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会としましては、別に倉庫とか新たに設けて、それを移すとかというような考えはございません。今ある現状の中でどうやって利用できるか、あけれ

るか、それを学校長と相談して検討していきたいと考えております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） これは教育委員会、それから福祉課のほうでもお互いに話されて、学童保育の子供さんの受け入れ準備を進めていくかとは思いますが、この40日間、子供たちが安全で過ごせるような環境をつくるということも大事かと思えます。それで、どういうふうな形になるかというのはあると思うんですけども、前聞いたときには、倉庫をつくるにしても、現状を見に行きましたら、倉庫をつくっておくような位置というか、そういうとこはないようにも思いましたので、そこらで考えたら、でも一番倉庫をつくってそこへ体育道具を入れるとか、そうしていただければ、毎回毎回移動したりすることはないかと思えます。そういう部分で、この学童保育、子供たちの生活を守るといってこの面でも含めて、この日常生活の休み、春休み、夏休み、冬休みの生活場を何とか確保していただけるように、教育委員会のほうと福祉課のほうでも考えていただけると思うんですが、町長、学校のことですし、また子供さんのことでもありますので、ぜひ町長の御意見も聞かせていただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） できるのであれば、そういう建物はつくりたいと思えますけど、なかなかそこまでいかないと。今回、東北太平洋側の地震、津波のことを思えば、高台のとこっていうと、勝浦小学校の高さが一番安全かなあということからしても、利便性からしても学校に隣接したというんですか、学校の校内。私は、学童保育の今ちょっと思い出したんですけども、今から30年ぐらい前にも、もう大阪のほうで学校の中でボランティア的な形でやられてたと思うんです。そういった意味では、やっぱり学校が主管になってやるのが一番望ましいのかなと思うんですけど、今のとこ福祉課のほうを担当しております。そういった中で、学校ともそういう協議をしながら、空き教室なりを利用して、部屋の確保はやってまいりたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） ここの学童保育に保育されてる母子家庭の方とか父子家庭、そして共働きもかなりふえてきてます。そこのお子さんが一日家に置いとくのも心配っていうことで、学童保育のほうにお願いしてこられると思えます。今度の夏休みで昨年ほど児童数がふえるかどうかってことはあると思えますが、そういう昨年のことも踏まえて、今後部屋のことは考えていただきたいと思えます。今町長が言われたとおり、やはり学校敷地内で子供さんを預かるっていうんですか、よそ、学校以外に預かるっていうことよりも、学校終わって、また他のとこへ行くというのは本当に心配ですので、学校の教室の空き教室を今後も利用していくことが本当に望ましいと思えます。その分でも、先ほども何回も申し上げますが、夏休みの増加についての体制も含めてしっかりと考えていっていただきたいと思えます。また、申し込まれた方がどういう状況で申し込まれるかということもあるんですけども、福祉課としては、申し込まれた方はもう全部対象として受け入れられるようにはされてるんでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 昨年ですと、皆さんが働いてるということで、受け付けれるものにつ

いては全部受け付けております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） そういうことになれば、ことしもっていうことではちょっとわからないような人数になるかと思っておりますので、今の1教室でたくさんの子供さんを預かることのないように、ぜひそういう部分では要望しておきたいと思っております。

教育委員会のほうでも、最後に1つお願いしときたいんですが、なかなか全部教室が詰まって利用してるという環境なので、道具の移動をこれからどうするかとか検討されると思うんですけども、ぜひこの部屋の確保を要望しときたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

いいですか、済いません。もし部屋を移動させるということになれば、今1階ですので、先生たちと御相談していただいて、子供たちが一番こう先生も含めて対応できるような部屋で空き教室がつかれば、ぜひつくってほしいと思っております、その分と、はい。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） まだ時間がありますので、学校とも十分協議させていただきます。ただ、資材の移設とか、荷物を動かさなあかんということになれば、当然福祉課の協力も得て対応していきたいと考えております。

○議長（森本昇夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 去年もあって、またことしもっていうことですけども、将来にかけて常に毎年移動するって、荷物の移動とか、荷物って、空き教室を常にあけていかなければならないよう、そういう慌てるような状況ではなく、常にこう確保できるような状況にできればと思っておりますので、子供たちや指導員の先生たちが長い時間安心して保育できるような環境をぜひつくっていただきたいと思っております。それを要望しときたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（森本昇夫君） 5番田中議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時23分 休憩

〔2番蜷川勝彦議長席に着く〕

13時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（蜷川勝彦君） 再開します。

次に、6番湊谷議員の一般質問を許可します。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長の政治姿勢ということで町長の考え方をお伺いしたい、お聞きしたいと思っております。

1つは、役場庁舎初め耐震性に疑問のある施設の今後についてということでございます。

このたび東日本大震災で犠牲になられた方、また家族や友人を亡くされた方には大変お気の毒で、言葉もないわけであります。その直後に地震に関する質問をするということは、何ともむなしい感じを持つわけですが、津波の前に強い地震による揺れに襲われるということが皆さんわかり切ったことでありまして、建物の耐震性の確保は最も重要でありまして、津波が来る前に今いる建物が崩壊しては、津波に対する避難どころではありません。そういうことで、本町では住宅の耐震化について補助金を用意いたしまして啓発しておりますが、なかなか進んでいないというのが現状であります。かく言う私も、自宅の耐震診断をしておりませんので、大きなことは言えないわけですが、行政においては施設の耐震化ということは義務でございますので、今の状態は不十分だと思っております。

そこで、お伺いいたします。

町の施設に役場庁舎、以前から言われているように病院、教育センター、消防署、図書館が、この耐震性がないということを言われておりますが、この点についてどう把握されておるかをお伺いしたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今御指摘の那智勝浦町におきます鉄筋づくり、その中で建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがございます。それによりまして、特定建築物、今議員言われました役場を初め鉄筋づくりの建物でございます。その中に勝浦小学校の校舎、それから那智中の体育館、宇久井中学校の体育館と、耐震改修というのを進めてございます。そのほかの今言われた建物については、まだ耐震診断ができておりません。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1981年といいますから56年でしょうかね、昭和でいうと、それ以前に建てられた建物については、以前の建築の耐震基準でもって建てられておるということで、その以前に建てられた施設はほとんどが耐震性ないわけですね、耐震診断すると。今の総務課長潮崎課長が言われたのは、耐震診断をしていないという、1次診断をしていないということであれば、行政の怠慢なんですね。やはり住民の安全・安心ということであれば、どうしても耐震診断をしなければならないと。しかし、わかりますよ、費用の問題もありますんで、なかなか言われたように、私が言うようにやるのは当たり前やないかと、言うのは易しいですけど、やっぱり財政を預かっている者にとってはなかなか難しいということもあります。ありましようけど、やはり耐震診断をして、この建物が果たして、この施設が、庁舎を含めて果たして大丈夫なのかということも念頭に置いて防災対策といいますか、耐震政策をやらないかと思うんですよ。その点について町長どう思いますか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員指摘のとおりですね。確かにそういうふうな形でチェックしていくということは、もう本当に行政のあるべき姿だとは思いますが。ただ、議員も御指摘のように、木造の場合なら数万円のお金で一般住宅なら診断できますけれども、うちの庁舎ぐらいになりますと、ウン百万円という診断の金額がかかろうかと思えます。そういった意味で、なかなかそ

の辺を着手するまでには至っていないわけですが、今後はそういうこともいろいろ検討しながら、耐震診断のほうも心がけてはいきたいと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今度の大地震で南三陸町ですか、もう一つ何か言いましたよね、大槌町ですかね、そこの役場施設が流された。町長も犠牲になられたということもありまして、なかなか対策本部はもう違うところへ設置してというお話もお聞きしています。そういう町では、震災後のいろいろな取り組みについても、ほかの町よりはおこなっていると思うんですよ。何日もおこなわれると思う。というのは、指令所がないんですからね。まず、指令所を確保してやりませんか、それ指令を出すところがもう崩壊しているという状態では、津波避難もあったもんありませんよ。向こうは地震に対しては2町の庁舎は健全だったんですね。だけど、私らが聞くとところによりますと、この庁舎自体は地震に対してももう崩壊のおそれがあるようなことを前から聞いておりますので、早急にこの庁舎の耐震化については考えていただきたいと思うんですよ。耐震診断をすれば、恐らく耐震補強しなくてはならないとか、建てかえなくてはならないというふうな結論に達すると思いますが、それは財政の問題もありますので、それをどちらかを選ばなければなりませんけど、どちらかを選ぶということになると思います。

そういうことで、ぜひまず消防と、ここの対策本部を置く施設の次に重要なのは消防の施設ですね。消防、ことし予算要求をしたという話も聞いておりましたが、だけど予算書には載ってないと。財政のほうでカットしたんかなと、そういうふうに思っていますけどね。この2つはどうしても耐震診断をして、まず震度7か7強か知りませんが、そのぐらいの地震に耐えられる施設であるかどうかということをやはり検証しないとだめだと思いますわ。私は、この通告するに当たりまして、今副議長の通告にもありましたように、ニュージーランドの地震を想定しまして、こういう通告をしたわけですよ。ニュージーランドは地震がなかったけど、その耐震性のない施設はああいいうぐあいになって、日本人も28人か何か巻き込まれたということもありますんで、町長は以前に大きな建物で壊れんとは思うというような話もしましたが、病院の関係で、そういうことではないと思うんで、ひとつこの点についてでも、早急にその耐震診断をして、その方向性を決めていただきたいと思います。どうですか、町長。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） できる早い時期に本庁舎の建物の耐震は進めてまいりたいと思います。ただ、消防庁舎については移転というの、今後の計画の進めによって移設せんなんということが十分ありますので、その辺について、もし庁舎のほうに間に合わなければ、消防庁舎のほうで対策本部を設置できるような規模につくってはいきたいとは考えます。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 消防庁舎は、過疎地域の自立促進計画に消防防災、消防救急といったかな、消防防災といったかな、そのデジタル設備にするんだと、事業をあのの中に入れてましたね、自立計画に。デジタル化については、そんなに1億円もせんのかなあということで、ちょっと消防長にもお聞きしたところで、以前、1億円らでできんというふうな話もありますの

で、どうしてもデジタル化はしなくちゃならないんでしょう、放送のデジタル化というのは。そしたら、早急に耐震診断して、耐震がない施設にそんな1億円も2億円もするような施設を更新しても仕方ありませんのでね。だから、それも早急にやらんといかんのですわ。消防長、そのデジタル化について幾らぐらいかかるおつもりですか。

○副議長（蜷川勝彦君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） デジタル化につきましては、23年度におきまして、これから伝搬調査等を行っていくところでございます。それで、そういったはつきりしたまだ金額は出てないんですけども、現在消防庁舎の基地局と妙法に中継局1基あります。それで合わせて、当初6億円、7億円言われてたんですけども、非常に漠然とした値段なんですけど、4億円か5億円ぐらいでおさまるだろうというふうに言われております。

それから、消防庁舎につきましては、昭和50年10月に竣工しまして、現在築後35年を経過しようとしております。庁舎の耐震性につきましては、先ほど総務課長から言いましたけども、診断や耐震調査を行ったことはございませんけれども、目視しますと、やはり2階の事務所に床にクラックが生じておりまして、だんだん経年とともにそのクラックの幅もタイルも引きちぎられるような、だんだんひどくなってきてる状況にあって、素人目から見ますと、やはり耐震性があるとは言いがたいような状況にあります。また、このたびの東北関東大震災の状況を見ますと、今後早急に新庁舎建設に向けて検討していく必要があるかと、私ども思っております。今後とも、また上司とも相談して、また協議、検討しながらまいりたい、そういうふうを考えます。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 上司と検討してということですが、ここに上司2人おりますんで、まず町長の、今の消防長はああいうふうに言ってますんで、その点について町長はどうお考えか、お聞かせ願いたい。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 過日の課長会におきまして、消防長はちょっと代理で署長が出席したあったんですけども、その後、課長会が終わった後に署長には、いずれ病院完成とともに消防庁舎も移設ということを考えるんで、候補地とか大体の概算的なものを目安として作成するようには指示を出しております。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長も、この庁舎あるいは消防庁舎については早急に何とかしなくてはならないと、耐震性の面で。劣るんであろうという認識は持っておられると思うんですわ。

そこで、これも年次的にきちっと、余裕があったらやりますよということでは、それじゃいかんですからね。やはり町民に安心感やうちの町は安全やよという、そういう意識を持ってもらうためには、やはりやるべきことをやらんと、そら意識を持ってないと思いますんで、ひとつそこら辺をきっちり考えて、そら財政もありましようけれども、どうしてもやらんなんものはやらんなんという、そういうお気持ちでひとつ取り組んでいただきたいと思いますわ。

それで、次に病院については、今度は建てかえるんだということで方向性は決まっておると。教育センターについても、過日の委員会、あるいは新聞報道でもやはり移転するんだということはある程度決まっておるといっても、決定はしておりませんが、そういうおつもりであるということがわかりますけど、図書館はどうされるんですか。図書館も、やはり昭和五十四、五年築ということでございますんで、恐らくあそこも耐震性はないと思いますわ。あそこについても、これは22日の伏線もありますんで、あえてここの扱いについてもお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 図書館についても、その耐震のない年代の建物であるということは認識しております。よって、議員おっしゃるように、すべきことはせなあかんねやと言いつつも、再建団体に落っていつてまではできませんので、その辺もやはり財政との資金の関係を見ながら、前向きには検討はしていきたいとは考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それは私も、財政がむちゃくちゃになるんやということがわかっててやれということではありませんけど、やはりそういうことをやらなくてはいけないという、そういう方針のもとにいろいろな施策を考えていくと。あれもやったらええ、これもやったらええと、今議会も議員の皆さんからいろいろと御提案がありましたね。そら皆財政を伴うものばかりなんですよ。しかしながら、耐震化については、法的にでももう補助金も用意されてありまして、そら国のほうでもどうしてもやるべしやということで、その補助金も用意されておるんだと思いますんで、ひとつそこらあたしも考えて、どうしても人の命にかかわるってこと、ほとんどが命にかかわるというたらかかわるんですけど、この時節柄、命にかかわることありますんで、それを最優先でひとつ取り組んでいただきたいと思います。

それで、なぜ図書館にこだわるかといいますと、あそこは委員会でもこの間の熊野新聞でも言われたように、教育センターの跡地を含めて、あの辺に病院を建てたいというようなことになっておりますんで、あそこは図書館、見たらわかりますわ、位置を見たら。あのままでは図書館はなかなかおいてそのまま病院になるということは、病院をその奥へ建てるということはちょっと無理だと思いますんで、この際ということでこの図書館の問題もきょうはお尋ねすると。どっちみち22日になったら、3回しか質疑できませんので、その伏線でもってきょうは、まあまあちょっと規則的にはどうかと思いますけど、ちょっとお伺いしたということであります。

町長は、役場庁舎、病院、病院はあれですけど、教育センター、消防署、図書館については、そらまあ耐震性がないということは認識されておるようでございますが、まず教育センターは過日の新聞報道、あるいは委員会でのお話を聞きますと、この教育センターを三川小学校へ持っていきたいというお考えもあるようですが、この教育センターについては、健全化計画の中でも長年議論されてきたことでありまして、これは体文へ持っていくと、施設を統合するんだと、耐震性なんて全然言ってないんですね、その計画では。施設統合ということで提案さ

れてある。たら、体文へ持ってくと989万4,000円、1,000万円ぐらいの経費の節減になると、そういうふうには健全化計画ではのせられてますね、そういうふうに言われてます。今度は、今この間の新聞、あるいは委員会での話では、三川へ持っていくんだということではありますが、この三川へ持っていく合理的な理由をひとつお聞かせ願いたい。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然三川という建物がなければ、体文ということも考えますけども、ただその辺の選択肢については行政が、で私が権限として持つておろうかと思うんです。そういう意味で、三川地区の地域の活性のためにも教育センターを持つていくと、やはり小学校がなくなった分、施設の移動すると、三川の地域の衰退していくのもなくなろうかと思えますのと、それで三川小学校には料理教室を行うには家庭科の教室がありとか、いろいろそういう部屋の利用、もちろんあそこは昭和56年以後の建物なんで耐震もありますし、そういうことから、やはり空き施設の利用するという一つの観点からも、私は三川が適当な教育センターの設置場所になるかと、そういう判断のもとで三川を選択しました。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 役場庁舎なり、消防署なり、図書館なり、こういう施設を順次耐震化するか、また建てかえていかなければならないと。そういう中で、どうしても経費の節減というのが、こら今ある現有の施設の統合とかいろんなことを含めて図って、経費を節減するということは、こら至上命題ですわ。どっかで減らしていかなんと、ふえるんですからね、こういうことすると。それであれば、やはり1,000万円を、毎年1,000万円の経費の縮減になるということは、やはり考えていかなんと思えるんですね。この今の教育センターを三川小学校に持つていっても一緒ですわ、経費は。また、それが地域の活性化と言いますが、教育委員会を持つていって、教育委員会があそこへ行ったからっていうて、地域の活性化になりますか。人の声も聞こえるんで、少しはそらにぎやかになるでしょうよ。活性化にならんとする。活性化というのは、また別の話ですわ、活性化を図るんだしたら、と思えるんですけどね。やはり経費の節減、施設の統合によって経費の節減を図っていくというのは、ほらもうこれからはもうどういうふうにしたらえんかということはずっと考えていかなかったらならないんでしょう。今チャンスなんですよ、経費を節減。そういうのは、今までは教育委員会が反対したんでしょう、体文へ行くことを。体文をつくった当初から、教育委員会をあそこへ持つていくということで体文をつくったんでしょう。しかしながら、教育委員会は使い勝手が悪いから反対してきたんでしょう、今まで。今度はもうどうしても移転しなきゃならないということで、そういう事態になっておるんですよ。だから、もう反対も何もできんのですよ、どっか行くことに対して。皆さんに意見を聞いたと言いうんでしょうけど、それは体文のほうがいいですか、皆さん、利用者です、三川のほうがいいですかと聞くと、ほとんどの方は体文と言うと思えるよ。そら体文ではできないサークル活動とかいろんな活動は、そら向こうでやりたいよという方もおられると思えるよ。そやけど、2つの選択肢を示さないで、1つの選択肢しか示さなかったら、そらそれでも仕方ないねと言いますよ、そら。三川小学校へ教育センターを持つていく、

もっと合理的な理由は何ですか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 過日、教育委員会のほうから、施設の割り振りの、三川で見た場合にやった場合、体育文化会館の小会議室以下2階の部分まで使わなければ対応できないぐらいの部屋数をこうセットアップされておりました。そういった中、体文へ持っていくと、そういうものの施設のつけ足しとか、増築、改築やっていくには、やはり無理があろうかと。ただ、三川小学校においては、十分それだけの利用する部分というのが確保できるということでもあります。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そら教育委員会に言わせば、部屋はいっぱいあったほうがそら楽ですよ、使い勝手もええし。しかし、串本町なんか、あそこの文化センターに教育委員会がありますね。そんなに大きな面積とってますか、あそこ。そうじゃないと思いますよ、私もよく利用するけど。そらやはり広いところでゆったりと部屋をとって、面積とって、そらやるほうが楽ですよ。だけど、私はあそこでやれると思いますよ。熟度が低いんですよ、熟度が。

先ほど5番議員も学童保育で言われてましたね。去年までだったら、今年度ですけどね、去年までだったら、夏休みは下の保育所使えたと。上と下でもって夏休みの学童保育に対応したと。そしたら、ある福祉の事業所が来まして、あそこ貸してほしいという、そういうことも考えないでぷつと貸したったんでしょう。そういうふうには、今何を決断するについても熟度が低いんですよ、熟度が。病院でもそうでしょう。病院でも、今度病院の予算が出るんだと思いますけど、追加議案で、そこで聞きゃあいいんですけど、そら今のままで、そらあそこの台地はいいと思いますよ、委員会でも見に行ったから。そやけど、あそこへ通じる道をどう確保していくんかと。入り口をどうするんかという、なかなか難しい問題がありますよ。消防の問題、あるいは図書館の問題、あるんですよ。だから、そこらあたしもきちっとクリアした上で議案出してもらわんと、つい熟度の低いまま、また追加議案という、そらいろんな特例交付金の問題もありますけど、難しい問題もあるんですけど、困難な問題があるんですけど、やはり熟度をある程度上げて出してもらわんと困るんですね、議会としては。その点についてどうですか、町長。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 勝浦幼稚園の跡地の問題については、議員も常々、先ほどから申してますように、耐震の問題があります。そういった中で、耐震のない建物、あれは総務委員会のほうでも使用禁止にするほうがええんじゃないかという議論もされております。そういった中、学童保育をあそこに入れるかということは、私も熟慮した結果は、やはりその結果、建てかえて施設として作りかえるというのが妥当だったと思うんです。そういう学童の部分については、上のプールのある敷地の中に建設はしたいですけども、なかなかそこまでの余裕がないということで、勝浦小学校の校舎を利用させていただくと。そのほうが今の状況では合理的じゃないかということを考えておったわけでもあります。

先ほど病院への取りつけの道路については、前の用地も買収して拡幅したら、その線形的な

問題もあります。そういった中、いろいろなものを考えておりますけれども、ただただ財政的な面があるので、現状的な開発をせざるを得ないと。ただその中で、図書館にしろ、消防庁舎にしろ、移設ということはその計画以外の中では検討もし、進めているところでございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 委員会では、そういうお話ありませんでしたんで、委員会でも何回も会合を持てる時間がありましたら、そこらあたしも検証した上でいろいろ議論もできたかと思いますが、何せ1回、2回の話ですんで、私は何回もあそこへ行って、メジャー持ってこそはかりに行きませんでしたけど、何回もあそこへ行って、これで大丈夫なんかなあと、いろいろ疑問に思いますので、あえてきょうは22日に追加補正で出るようなことも書いておりましたんで、また委員会にもそういう報告でありましたんで、そこらあたしのこともきちっと整理して判断させてもらいたいと思いますわ。こら先の話を超りやりますと、事前の何とかかんとかという事で余りよくないということは、私も承知しておりますんで、この辺で終わりたいと思いますが、まだまだ言いたいことはいっぱいあるんですけど、この辺で終わりたいと。

次に、ふるさと雇用基金と、あるいは緊急雇用の基金がありまして、そこでいろんなものに使われてあるんですね。普通この基金は、臨時的な支出に使うということが主だったと思えますね、緊急雇用。だけど、経常的な費用にも使われてあると。これはこととして終わりですね、この制度は。これ普通補助金というのは、そういう性格のものが多いですね。それで、こら農協に委託したり、私もそのボランティア組織にも入っておりますが、自然塾というものに委託したり、森林組合に委託したりと。ほでまた、漁会へ委託したりというのもありますけど、当然役場の経常的な経費にも使われておるわけですね。それはどのぐらいあるんか、ここで計算したらすぐわかるんですけど、どう把握されてあるか、財政のほうで。どっちでもいいですよ、一番多いのは産業課ですんで、町長でも結構ですよ、答えていただきたいと思えます。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） ただいまの御質問で、私どもの所管の部分しか把握できてございません。御指摘のとおり、ふるさと雇用は全部うちの課、緊急雇用につきましては、あちこちでありますけど、うちの課のほうでたくさん使っております。

議員御指摘ありました役場の通常業務にどれぐらい使っておるかということでございます。私どもふるさと雇用につきましては、これは役場の業務というよりも、新しい事業を見つけて離職者、求職者の方の就労の場を設けろということが目的で、これ新しい事業をしたので、役場の通常の業務には当たらないと思えます。

そして、緊急雇用につきましても、私どもの所管の部分におきましては、外の団体等をお願い、森林組合、旅館組合等々のお願いしておる事業が多くて、直営でやっておりますのは1つでございます。それにつきましても、ふだん手入りをできていない、究極な言い方をすれば行政の事業かもわかりませんが、公共空地とか国立公園内のふだん全然手入りをしていないところの手入れをするのにそういう人たちを雇用させていただいたということで、究極の表現すれば役所の業務かわかりませんが、ふだんは今までもやっていなかったとこに使わせていただ

いておりますので、私どもの所管では議員の御指摘の部分はゼロだというふうに、私は思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） このふるさと雇用では、マグロ体験CAN事業というのがありますね。あれはなかなか採算ベースに乗りにくいということで、まあ言えば町の補助金というような性格があるような気するんですね、委託事業としてやっておられるんだと思いますけど。そういうことでいえば、もうことしで切ったるんかと。採算性、自主的にこれを運営でしていけるんかという話になると、これ難しいと思うんですね、今のあの利用状況から見たら。何もボランティアではありませんので、雇用した方にやってもらっておるということでもあります。なかなか難しいと思いますわ。まあ言えば、まだ続けてやらんなんのかなというような認識も持ってますんでね、私。そういうことにならなければいいがなと。なると思いますけどね。

それから、鳥獣害被害防止対策事業、これはどっかの団体なり森林組合とか農協に委託するんですか。直営というような形でやるんでしょう。これもことしで終わりですね。ことしで終わりやのに、これ始めたばかりと違いますかね。去年からですか、ことしから、3年目。

〔観光産業課長瀧本雄之君「23年度まで」と呼ぶ〕

23年度。これももう来年からまだ、恐らく1年では、ことしいっぱいでは恐らく成果は上がらんと思うんですわ。やるんでしょう、経常的な経費になるとちやいますかね、何年間は。ゼロだとおっしゃってましたがね。まあまあ私もそう思います。

そういうことで、世界遺産の管理運営事業、これもあそこへ物産販売所と世界遺産センターですか、あれと別々のところになったということで2人、1人ふやして雇用しなければならないということで、これ使うんでしょう、熊野那智世界遺産センター管理運営事業と。これも来年度から、24年度からもうゼロというわけにいかんと思うんですわ。指定管理者制度を使っても、その分は見てやらんとやのう、そらなかなか自主運営してペイしていけと言うても、なかなか無理だと思いますんで、利益上げて。そういう意味で、その経常的な費用に、臨時的な費用もありますけど、費用に大方が使われると。生活環境の中では、クリーンセンターの分別されてる方もこれで雇用してると。再来年は、もうほしたら分別せんでもええんかという、やっぱり分別せなあかん。そういうことでありますんでね、町長、その経常的な費用に使われておりますんで、心して財政運営をしていかんと、縮減できるところは将来的にずっと縮減できるような、そういう仕組みをつくっていきませんか、なかなか財政運営できんですよ。幾ら過疎債があるといっても。その点についてどうお考えですか。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 先私の答弁で、私21、22のことを念頭に置きまして答弁させていただいております。23年につきましては、議員御指摘のとおり、ハンターの、でまた私どもの課でも農家台帳の電算化、これについても使わせていただいておりますが、これは単年度で仕事が、業務が終わるものということでございますので、先ほどの答弁につきましては、21、22を対象の答弁だったということで御理解いただきたいと思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 世界遺産センターにつきましては、ふるさと雇用のその補助要綱に該当することで今年度はその費用を利用させていただくことになりましたけれども、それはその補助事業がなかったとしても、あそこには1人何らかの形でコンピューター関係のことをやらすためには1人臨時職員を配属せないといけないかなというのはあります。そういうのも、これはこれという仕分けの仕方については、今後はこの1年で十分精査してやっていきたいとは思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 余計なことなんですけど、今課長が言われたのは、あなろぐDIGITAL事業というのですか、違うの。まあ構いませんけどね。一つ一つを上げていきますと、総務費の補助金の、今言われた、町長が言われた熊野那智世界遺産センター管理運営事業に217万2,000円、障害児保育事業、こら福祉課ですね、これも721万3,000円、これもやっていかないかんのですわ。もうことしで打ち切りというわけにいかんでしょう。そういうふうに経常的な費用にね、狂犬病の予防注射にもこれを、事業を充ててますね。もちろん先ほど言った再資源化推進事業にも充ててると。そういうふうに、経常的な費用に充ててある。ことしはいいですよ、ことしは、23年度は。だけど、24年度になると、それは一般財源から充てなければいけないということになりますんで、先ほども言いましたように、経費の縮減できるところはそういうふうな視点でもって行政運営していかんと、財政が大変になりますよと、そういうことを言ってるんで、その点について町長はどうお考えですか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 狂犬病については、元来町でもって……

〔6番湊谷幸三君「いや、そんなこと言うてない」と呼ぶ〕

えっ。

〔6番湊谷幸三君「そんなこと言うてない」と呼ぶ〕

いや、まあ狂犬病については、そういう臨時雇用ですんのは、元来临時雇用で雇っていた分を補助金要綱に従って雇い入れたということがあります。ただ、議員おっしゃるように、恒常的な人員の配置するということは、ほとんど元来の分と重複したある部分としてない部分というのはこれから精査して、どれだけの金額が必要になるかということも十分財政と考えながら、それは配置していきたいとは思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 何も狂犬病の予防注射、どうのこうのと言ってるんじゃないありません。そういうふうに、経常的な費用にも使われてあると。もちろん質疑もしましたように、23年度の一般会計の質疑もさせてもらいました。町債の部分が多いと。というのは、過疎債を借り入れるということで、経常的な収支もその過疎債でもって手当てしてると。もちろんこれはことしいっぱいですけどね。過疎債の27年までですね。27年になったら、そこのしわ寄せも来る。これはもう24年度からしわ寄せが来るんですから、財政運営については縮減できるところは縮減し

ていくと。そういう視点でもって行政運営をしていただきたいと思います。私がやっても、そこへ行って予算をつけるわけにもいきませんので、要求とお願いということしかできんですけどね、これ予算については。そういうことでひとつお願いしたいと思いますが、どうですか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 十分検討し、精査してまいりたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長は精査もし、検討もしていくということでありまして、この辺で終わりたいと思いますが、財政係というのがありますので、そこの職員のはそればかりか考えてやってもらって、財政ばかりやっても、町民の幸せのためになるかという議論もありますけど、ある程度財政運営については財政の言うこともよく聞いて、参考にしながら、それひとつ努めていただきたいと思います。

終わります。

○副議長（蜷川勝彦君） 6番湊谷議員の一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時47分 休憩

14時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（蜷川勝彦君） 再開します。

次に、14番山縣議員の一般質問を許可します。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） それでは、一般質問に入らせていただく前に、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、本日の私の一般質問を始めさせていただきます。

これまでにも官民協働のまちづくりであるとか、広報や広聴に関連したテーマでいろんな提案をこの場でさせていただきました。今回も、住民目線による住民主体のまちづくり、人づくりとまちづくり、スポーツを通じたまちづくりと、この3点の質問事項を交えながら、住民が主体となったまちづくり、人づくりを中心に提案や質問をさせていただきます。

まず、長期総合計画の5章、町民と行政がともに歩むまちづくりの1、町民参加の実現には、町民参加のまちづくりのため、情報公開を推進します。町政モニター、町民集会、町政懇談会、女性会議などによる積極的な意見収集を行い、町民の声を行政に反映します。行政と町民が協力してまちづくりを進めていくためには、日ごろの対話や情報交換などによる相互理解が必要ですがなどが記されてあります。私も、この長期総合計画に書かれてありますこと、非常にいいことを書かれてあります。この点を踏まえて、これまで広報広聴の改善についてたびたび提案をさせていただいてまいりました。その中でお知らせ瓦版が発行されるようになるなど

の改善点はありましたが、いまだに気になる点の一つがございます。後ほどお伺いしますが、それまでにまずお伺いしたいのが、現在、今申し上げました日ごろの対話や情報交換について、どのように実施されているかという点についてお伺いいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 日ごろの対話や情報交換ということでございますが、当町におきましてまちづくり推進会議ということがございます。それらによりまして、まちづくりを充実させ、意見の収集に努めたいと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 今、課長言及していただきましたまちづくり地域推進会議ですね、昨年9月で、今までは町からの施策の方向性を伝えるのがメインだったが、これからは地域振興や活性化を進める上で大事な会議にしていきたい。区長以外の方も参加できる会の持ち方にしていきたいと、そういう趣旨の御答弁をいただいております。その点についてどう改善されているか、お伺いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 御指摘の9月以降の対応ということでございますが、9月以降、10月に1度開催しておりますが、それ以来開催してございません。10月に開催いたしました会議におきましても、区長さんしか出席いただいております。このまちづくり推進会議の本来の目的といいますのは、行政と協働で話し合う場をつくることということが本来の目的であろうかと思っております。今後、各地域の地域力アップ、それを熟成するための施策となるような、区長さん以外の方も出席できるようなまちづくり会議に今後していきたいと考えてございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） このまちづくり地域推進会議、発足してどうでしょう、もう4年ぐらい経過してるんでしょうか。この会議が始まった当初から、私は町民の方々も参加する機会をつくるべきであるという提案をしてみました、一向にそれが実行されていないということ、非常に残念に思っております。一方通行とまでは言いませんが、区長さんの方々に議会で話し合われたことを報告するための会ということでもしあるのであれば、この本来あるべきまちづくり地域推進会議、今課長がお話しされた協働を進めていく話し合いの場という、本来あるべき姿にはいまだに至っていないんじゃないかなと思います。もう一度その点、課長、御答弁をお願いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今御指摘の区長さんだけが出席する会議になっておるということでございます。平成17年8月に発足いたしましたこのまちづくり推進会議、それからはグリーンピアの問題であるとか、新宮市との合併もございました。病院の関係、そういう本町を左右するような大きな課題が山積してございましたので、住民の代表になる区長さん方ということで、現在に至った理由となったものと考えられます。今後、先ほども申し上げましたけど

も、区長さん以外の方々の御意見も賜りたい、そういう会議にしていきたいと考えてございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ちょっと補足っていうんですか、説明させていただきます。

太田地区へ回ったときに、地域づくりのためにこういうアイデアを持ったある人も多くおるんだと言われたことがありました。そういった中で、そういう方があれば、この推進会議のほうへ参加していいかということだったんで、どうぞ来て地域づくりのために、まちづくりのために御意見を拝聴できるのであれば、参加させてあげてください、連れてきてくださいということ言ってるんですけど、なかなかまだその辺が実行に移ってないのが現状かと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） ありがとうございます。以前町長から同じように、こういう御意見、御提言いただいています。地域にとって何が必要なのか、どうやっていけばええのかということについて、地域の方々に考えを求め、人材育成を進めていきたいと、そういう趣旨のとても建設的な、意欲的な御答弁をいただいております。具体的な提案といたしまして、やはり町長も御理解いただいております。住民の皆さんに開かれた、親しみやすい町政を進めていくと、そういうことが肝要かなと思われまので、その一環として、例えば役場の職員や町長、副町長と少人数で親しく意見交換をするようなまちづくりトークであるとか、町長室を予約制で開放して、少人数でも意見交換のできる町長室懇談会のような、そんな場を開くなどして、それから長期総合計画にも書かれてあります女性会議を開くとか、町政懇談会を開くとか、とにかく日ごろから住民の皆さんと接する機会をどんどんふやしていただきたいと、これは町長に限らず、副町長もほかの職員の皆さんも、同様に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

課長、もう一度お伺いします。

先ほどのまちづくり地域推進会議についてですが、いつから一般の住民の方々にも参加していただける機会をつくれるかどうかという点、お答えいただきたいと思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 先ほど町長からの答弁ございましたけれども、平成22年度のまちづくり会議においてそういう話ございました。今後、そういう参加希望されるような方がありましたら、積極的に取り入れていきたい、そのように考えてございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 私ども担当を決めて各地回らせていただいております。私、太田のほうを担当させていただいておりますが、太田地区につきましては、もう既に区長さん以外の方が出ていただいて会議を持っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） まさに理想だと思います。その太田地区で瀧本課長が中心となって進められるような取り組みをぜひ全町で広げていただきたいと、全住民が一緒になってまちづ

くりを進めていくという機運を一層高めていただきたいと思います。

それと、そういうことをやってますよと、アナウンスやっっていかなければいけないんじゃないかなと思います。住民の皆さんも、ぜひ何月何日何時からどこどこでまちづくり地域推進会議を開きますので、お越しく下さいというアナウンスを新聞やその地域の放送であったり、ホームページでお知らせするとかというようなことを実施していただきたいと思います。それからあわせて、その会議に限らず、不定期に、いつでも前もって予約を入れていただければ、町長と、あるいは副町長と意見交換をする場を設けますので、例えば5人ワンセットで御連絡くださいというような、そういう企画を、実際やってられる町がたくさん今ございますので、そういう検討もされてはどうかと思います。その点いかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

ぜひ、前、就任当時から私言ってますように、何かの団体があって、要請を受ければ、そこへ出向いて行って、調整がつく限りは参加しますということで、ただ役場の本庁のほうへ伺ってくる団体もありますが、記憶に残っておるのはよむよむとか食育の関係者がありました。そういった意味では、本庁のほうへお越しいただいても、私はおる限り対応させていただきたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） そういえば、商工会の青年部との意見交換会が開かれたというお話も以前伺いました。その際には、青年部のみんなも大変喜んでおりました。そういうことを連絡、来てくださいよというウエルカムなメッセージを何らかの形でお示しいただきたいと思います。

続けて、人材育成の関係で、9月議会で伺いましたところ、こういう御答弁でした。和歌山県市町村職員研修協議会と連絡をとりながら、研修内容の充実を図っていきたいということでございましたが、その後の経過についてお伺いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 職員の人材育成ということでございますが、今言われました和歌山県市町村職員研修協議会、これ毎年必要があれば受講するようにしてございます。研修の中につきましては、定期的な受講します階層別の研修、それ以外にも住民との対話能力向上研修、それと地域づくり研修、政策形成能力向上研修など、必要に応じて職員が受講してございます。また、意識改革といいましょうか、接遇研修も22年度は行いませんでしたが、行ったことがございます。この接遇研修につきましても、窓口対応であるとか電話対応、積極的に取り入れていきたいと考えてございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 今接遇の話が出ましたので、以前にも申し上げたことがありますが、例えば電話の対応、教育委員会に電話すると、名前を名乗ってくださるんですね。これ非常に感じがいいんですよ。自分がだれと話ししてるかということがすぐわかる。それは組織であれ

ば、一般的な話なんですけど、なかなかその点改善されていないというところがいまだにあります。これももう再三申し上げてるんですけど、なかなか改善されていない。

もう一方で、大きく改善されているのが、女性職員の接遇は非常に改善されてるんじゃないかなと、私は感じております。女性職員の接客、接遇、態度、応対というのが、明るくて、優しく、視線が低くていいなというふうに常々感じております。そういった点を、いいところはどんどん皆さん評価していただいて、見習うべきところは男女、年齢に関係なく見習っていただきたいなと思います。課長、もう一度今お話しいただきました対話能力とか政策研究という、その研修をどの程度年間で受講されてるんでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） ちょっと人数については把握できておりませんが、この和歌山県市町村職員研修協議会が行っておるこの研修、必要に応じて希望者を募って行かせているというのが現状でございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） そしたら、組織の中で、君は受けるべきだから行きなさいというような上司の指導のもと、指示のもとで受講してるという形にはなっていないんでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） この研修につきましては、階層別といたしましうか、新人につきましては新人の研修、その勤務年数によってランクづけしまして、それに必要な研修ということで受講するようにしてございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 年齢というような判断基準じゃなくって、必要性に応じて受講させるのが適切ではないかなと私は感じます。一般的に、君はこの研修を受けるに適しているから、このタイミングで受けなさいというような指示をスケジュールをきっちりと管理しながら、行っていくべきではないかなと思います。

ほかの研修もありますよという、研修機関も2つほどきょうは御用意してありました。1つには、全国の市町村会とか、市議会議長会など4つの団体で設立されている全国市町村研修財団が運営している市町村職員中央研修所、それから総務省の自治大学校というものもあります。その中で政策能力や自治体経営、広報広聴、コミュニケーション能力、人事などについて研修できるというものでございますが、先ほどの課長の御説明いただきました県の市町村職員研修協議会、こちらで十分中身の濃いものが受講できるように受けとめられましたので、ぜひこの研修協議会をフル活用していただいて、さらなる職員のスキルアップ、モチベーションアップにつなげていただきたいなと思います。

一例を挙げますと、消防署の職員さんが消防学校に行かれるというようなことは、これはもう定期的にやっているように見受けられます。また、今回、病院職員が職員研修を実施されるというようなことと同様に、一般職員の方々も若手、ベテランに関係なく、幹部職員も、そしてトップセールスを頑張っておられる町長にも研修するんやよというような話を若手がもし聞

けば、よっしゃ僕らも頑張ろうなというモチベーションアップにつながるんじゃないかなと思います。その点、今後御検討いただきたいと思います。

続きまして、人づくりの関係で、防災士の育成について、昨日蜷川議員からも御提言がありました防災士の関係、私も蜷川議員と全く同意でございます。これまで2度ほど一般質問させていただいてまいりましたが、今回の大震災を目の当たりにして、恐らく住民の皆さんはかつてないほど、今防災意識が高まっていると思われれます。共助の一環として防災士の人材育成が重要であるということを受けとめております。とりわけ町の防災担当や消防団員、教師、自主防のメンバー、旅館、観光、土木関係の皆さんの受講というものが肝要でないかなと思われれます。

それで、その防災士を育成するためにどうすればええかというのを調べましたところ、防災士研修センターというものがあるようですね。ここで受講するということなんですが、この防災士研修センターで受講する場合、大体6万円ほど、学割もあるようですが、6万円ほど受講料が必要となるようです。この防災士の育成に関しまして、町からの補助を設けてでも推進していくということが、自助、共助の人材育成を図っていくことができるんじゃないかなと、これが一つの補助を設けるということが、公助にもつながるんじゃないかなと思いますが、その点、課長、いかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 防災士の育成の関係でございますが、議員おっしゃられます、そういう資格取得のために補助金を出したらということだと思います。この件につきましては、自主防災の方々をお願いして資格を取っていただく、今言いましたような町民の方で希望があるという方、職員の資格を育成していくという方法もあろうかと思えます。町民からも希望される、町の受講料の補助金を出すかどうかということ、そのどうするのかという方向性を検討していく必要があるんじゃないかと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 今回の災害のテレビを見ておられます、消防団員の方が救助に活躍されてる場面が紹介されてました。やはり災害が起きてまず必要なのは自助、自分の身を自分で守ると。それができてこそ大切な家族を守る、近所の方を守る共助になってくると思えます。それをする準備の一環として防災士の育成、ぜひ具体的に御検討いただきたいと思えます。ちなみに、2月末現在で有資格者は、全国で約4万3,000人だそうです。もう既にそれだけ資格を持っておられます、4万3,000人。和歌山県内では、今まだ735名だそうです。2月末の数字です。

消防長にお尋ねいたします。

普通救命講習の受講者は、現在どれくらいおられますでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 普通救命講習、これは1回当たり3時間をカリキュラムで実施する講習ですけども、これ平成6年から始めておまして、現在1,222名受講しております。この中

で、先ほど言いました3年に1回講習されている方もいれば、ちょっと忘れてると、方も含めまして1,222名でございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 1,222名、多いなという印象を受けました。どんな方がこれまで受講されているか、もしおわかりでしたら教えてください。

○副議長（蜷川勝彦君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 宿泊関係とか、あと消防団員関係、またいろんな事業所、もしくはグループで習いたいと、そういう方が大体受けられております。

以上でございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） この普通救命講習がありますよと、お申し込みくださいよというアナウンスは日ごろどういうふうになってますか。

○副議長（蜷川勝彦君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 広報等で行っております。あとこういった基礎講習、3時間に満たない講習等もあるんですけども、こういった講習の折に大体四、五名集まっていたら、いつでもうちは講習しますよという形の中で、また9月9日の救急の日、こういったときにもパンフレット等配布しまして、できるだけ講習受けるようにってことはお話ししてます。ちなみに、基礎救命講習なんですけども、平成22年度におきまして、現在24回実施しまして、受講者は591名でございます。役場の職員等もこの基礎救命には一応受講しております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） ただいま消防長お話しありました受講されてる方、宿泊の関係者がおられると、これ非常に重要なポイントだと思います。聞くところによりますと、当町も観光推進をしていく町として、大切なウエートを占めていくのが教育旅行だと思います、修学旅行ですね。教育旅行を進めていくためには、この普通救命資格者は欠かせないと伺っております。ある最大手企業ですが、エージェントが言うておりますのは、リスク管理が大きく問われている現在、修学旅行、教育旅行をあっせんするエージェントにとってその宿泊先、あるいは体験プログラムを実施するさまざまな組織が、その普通救命講習を受講しているかないかによって旅行先を決定するための一つの条件であると聞いております。そういうことをつい最近聞いたものですから、結構なるほどなと思いつつ、びっくりしております。先ほど広報についてお伺いしましたが、今特に危機管理に、防災管理に町民の皆さんの意識が高まっているところだと思われまので、この普通救命講習の受講をさらに積極的に広報活動していただくことで、皆さんに防災意識や救命意識を高める、あるいはその能力、スキルを高める御努力をしていただければと思います。

続きまして、スポーツの関係でお伺いいたします。

現在、卓球の合宿誘致が官民協働によって大変大きな成果が上げられております。この点につきまして、町長、それから観光産業課長、職員の皆さん、観光協会の懸命な御努力によるも

のと大変感謝しておるところであります。そして、この取り組みのきっかけとなっているのが地元のスポーツ愛好家であります。このほかレスリングもとても活発に活動されております。昨年8月には、県教育委員会の協力も得まして、アトランタオリンピックの銅メダリスト太田拓弥選手や早稲田大学、青山学院大学、そして県内の高校生や子供たちを約100人集めたレスリング教室や合宿が開かれました。その際には、勝浦小学校の体育館の利用などに当たりまして、町長や教育委員会、勝浦小学校の先生方にも大変御配慮をいただきました。そして、今月、このレスリングの関係で東京で開催されました全国少年少女選抜レスリング選手権大会で、県代表として出場した勝浦小学校の児童2人が見事準優勝されました。このレスリングもまた卓球と同様、地元で指導されている町民との官民協働による、とてもすばらしい事例であると思われまふ。また、4年後の2015年には、44年ぶりに和歌山で御存じのとおり紀の国わかやま国体が開催されます。あの大会では、見事男女総合優勝を果たしました。

お尋ねいたします。

卓球と同様に、レスリングもしっかりと環境整備を図るべきと私は今感じておりますが、その点についていかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） レスリングにつきましては、レスリング人口というのが割と町内では少ない中で、議員言われます、非常に熱心にやられてる方がおります。そういうことも踏まえて、今後町のわがまちスポーツということで、予算をとって広く地域住民にレスリング教室等を開催して普及を図っていききたいというふうに考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 卓球の関連で、先ほど申しましたとおり、地域の方々が積極的に取り組み、それに町や観光協会も積極的に御協力いただきながら、今いい方向に進んでおります。レスリングは御承知のとおり、この地域で2015年に開催地として今進められているところであります。卓球台ですね、町でもたくさん新しいものを御用意いただきました。レスリングにつきましては、大会の開催地であるということ、それから今レスリングのマット、マットが卓球台と違って一つもないという状況であります。なので、レスリングの環境整備を図っていくことが必要ではないかなと考えられますが、その点についてもう一度お尋ねいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） レスリングのマット、またレスリングの練習場といいますか、会場ということでございます。

レスリングにつきましては、教育委員会が関係してる体育協会とか、そういうところにもちょっとそういうクラブがない関係上、今のところ教育委員会としてはちょっとタッチしてないのが状況です。ほて、マットについても、購入して保管する場所というのもちょっと今ないんで、ただこれから国体を開催するに向けて、そこら辺を充実、図っていかなければならないかと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） このわかやま国体日より、教育センターでいただいていたんですが、これによりますと、県教育委員会では、すぐれた素質を持つ子供たちを発掘し、育成プログラムを実施し、中・長期的にジュニア競技者の競技力向上に取り組んでいるとして、トップ強化コーチの招聘や練習環境の整備などを実施するという旨記されてあります。県との連携による人材育成や環境整備の計画、この国体に向けですね、その点、現状どう進められているかをお尋ねいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） レスリングに関しましては、今のところそこまではちょっと対応し切れてないのが状況でございます。これからも機会をとらまえて、もう4年と迫っておりますので、来年度国体の準備室等も立ち上げていかなければならないかとも考えておりますので、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 国体の開催に向けた県の目標と具体的方策について記されていた資料、これは昨年議員研修会が11月だったかな、町内で開かれたときに皆さんにお配りいただいたものでございますが、ここに書かれてありますのが、和歌山を元気にする国体、和歌山の魅力を全国に発信する国体、国体を契機としたスポーツ振興などが書かれてあります。県とぜひ頻繁に連絡をとり合って、レスリングのみならず、いろんな種目にお取り組みいただきたいなと思っておりますのでございます。その中で、レスリングともう一つ剣道、剣道が当町の開催地となっておりますが、現在どのように取り組みが進められているか、お尋ねいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 剣道につきましては、さきの新年度予算の中で40万円予算を認めていただきました。それと、一応予定としまして、ことしの11月に世界チャンピオンによる剣道教室等を開きたいと思っておりますので、それで地域の方に剣道を啓発していくと、国体に向けて知らしめていくと、そういう形のイベントを開催する予定でございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 11月にたしか県の教育委員会の事業と連携して取り組まれるものだったかなと記憶しております。町内結構那智勝浦町、剣道が昔から活発であったと記憶しております。特に、下里を中心に町内には多くの剣道の有段者がおられると聞いております。この方々との連携について、現状あるいは今後の予定についてお伺いいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） 議員の御質問の関係は、剣道の指導者の関係ということでお伺いがございますので、私のほうもちょっと剣道の指導を行っておりますので、その観点から御説明申し上げます。

国体の剣道は、ここで当然開催されるんですけども、先ほどおっしゃっておられました優秀な少年等の発掘、こういうものにつきましては、レスリングと異なりまして、剣道の場合は和歌山県剣道連盟というのがございます。こちらのほうはその育成、あるいは選手の発掘です

ね、こういったところを県と分担して受け持っておるようでございます。そして、その関係で、ことしの1月に入ってからでもそうですけれども、県下のトップレベルの選手がこちらのほうへ来ていただいて、少年の剣道の錬成、あるいはけいこ会というような名称でどんどん優秀な者を育て上げていくという形になってございます。剣道連盟につきましては、何回来るかということは、私も剣道連盟の役を持っておりませんので、内容あるいは方針等はわかりませんが、恐らく3カ月に1遍、4カ月に1遍という割合で紀南のほうへ連盟の先生方が足を運んでいただいて育成していくことと思います。

そして、下里のほうに関しましては、昔はかなり盛んなところであったわけですが、ほんま最近では児童の減少ということもありまして、非常に衰退しております。特に、那智中かいわい、勝浦かいわいにも優秀な選手がたくさんおったんですけれども、やはりこれもサッカーとか、あるいは野球とか、こういうところへ子供さんが流れまして、非常に剣道はマイナー化しております。こうしたところを支えていただいておりますのが、現在新宮市にございます三輪崎剣道クラブというのがございます。こちらに下里、あるいは勝浦町内の先生方すべて集まって、毎週3回ほどけいこを重ねております。その中で、子供も一緒に連れていって錬成させているというような状況で、国体につきましても剣道連盟の事務局長、あるいは事務長、こうしたところが主になって、勝浦のほうに一応心血を注いでいただいております。今後、育成もそういう格好で教育委員会と連携をとっていきたいと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 副町長、そして教育委員会の中にも職員さん、すばらしい剣道剣士というんですか、有段者がおられます。この地域で剣道の国体が開かれるという、このことをきっかけに、ぜひ副町長にも、そして教育委員会の皆さんにも頑張っていただきたいなと思います。

スポーツ合宿の開催について、これまで私、一般質問たびたびさせていただいてまいりました。そのたびの御答弁は、教育委員会がこれまでしていただけてました。その一方で、今積極的にスポーツ合宿に取り組んでいただいているのは観光産業課であります。そして、その成果がどんどんと着々と上げていただいているところであります。このスポーツ合宿の開催について、教育委員会では現在どのように取り組まれているか、お伺いいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 一応観光産業課のほうでも熱心に取り組まれておりますので、そこでも協議しながら進めていきたいと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 以前スポーツ振興について一般質問させていただいた際の教育委員会からいただいた御答弁はこうでした。子供から一般成人、高齢者まで、スポーツを通じて体力低下に歯どめをかけ、健康増進を図り、スポーツ人口の増加につなげ、町内のスポーツ振興につなげていくという、非常にすばらしい御答弁をいただいております。また、それからちょっと話を展開させまして、昨年10月、先ほども少し触れました、町内で開かれた郡の町村議会議員

研修会でとてもすばらしいお話をお伺いしました。県教育委員会のスポーツ課の方の御講演でした。その中の一面を御紹介しますと、「これまでのスポーツは体育として学校に依存してきました。今はスポーツを通じて地域の未来をみんなで考え、地域に活力を与え、地域を変える原動力にする。スポーツには人を動かす力がある」。この点、私非常に心に残ったんですね。スポーツには人を動かす力があると。またその際、上富田町のくちくまのクラブの取り組みがDVDで紹介されました。県内には、25の総合型地域スポーツクラブが地域のスポーツ活動やまちづくりに貢献されてると、その際説明を伺いました。この総合型地域スポーツクラブ、これまで当町ではどのような検討をされてきているかについてお伺いいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 町民、人々が身近な地域でスポーツを楽しむことができる新しいタイプのスポーツクラブだと思います。一応従来から、文部科学省のほうでは、市町村で1つ設立をしろと言われてきております。それで、町内には4つのスポーツクラブ関係がありまして、総会とか理事会とか、そのたびにアナウンスしておるんですが、ちょっとなかなか設立には至っておりません。今後も、その機会をとらまえて皆さんに理解していただいて、立ち上げるよう努力していきたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） この東牟婁地域では、5年前から新宮がまず設立されております。また、太地、古座川、串本も、この23年度中に設立の計画という説明をその際伺いました。当町におきましても、さまざまな種目に子供から御高齢の方まで、あるいは初心者からベテランの方までが参加できる住民主体のスポーツクラブとして、総合型地域スポーツクラブが必要であると思われまます。このスポーツクラブの創設やクラブハウス、夜間照明、天然芝、施設整備、人材育成などに活用できる助成金といたしまして、t o t oのスポーツ振興くじ助成金というのがありますが、そういったものは御存じでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 以前は文部科学省がスポーツの関連した補助金を出しておられたようですが、t o t o、このくじができてから、これに切りかわってきたというふうなことでございます。一応今後は、有利で使い勝手のいい補助につきましては、これからも手を挙げていきたいと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） その一面を御紹介しますと、このt o t oはスポーツアスリートの育成や子供からお年寄りまで、だれもが身近にスポーツを楽しめる環境整備などのために、もう10年以上も前から、平成12年から実施されております。22年度だけでその配布された助成金が109億4,000万円です。これまでに5,230件配布されてると。和歌山県でこれまでに助成を受けてられるものが77件、累計で約3億3,300万円助成を受けておられます。助成される額は事業によって異なりますが、例えばスポーツ教室や大会を開く際に天井が800万円までで最低額が75万円からとか、スポーツクラブ、先ほどの総合型地域スポーツクラブの創設や育成に向けて

は108万円とか、スポーツ施設の整備が3分の2助成されるとか、その補助対象は主に県とか市町村となっております。残念ながら、この23年度の募集は終わっております。申し上げたいのは、こういう非常に有利な情報がどっかどまっていますよ。

もう一つ申し上げますと、県の補助事業できのくにジュニアトレーニングセンター事業という、22年度で約3,580万円というものがありません。この中にトップ強化コーチ招聘事業というものがありません。これは優秀な指導者とか選手を招聘して、地域の競技力向上や指導者の育成など人材育成を目指すもので、内容といたしましては講師謝金に5万円プラス交通、宿泊、施設使用料まで補助していただけるものです。最近では、先月、地元の子供たちを対象に、体育センターでバドミントンの指導をされている方が、バルセロナとアトランタオリンピックに出場された選手を迎えて、体文で地元の子供たちとバドミントンの合宿や教室をされております。この際こういう事業がありますよという情報を教えていただいたきっかけは、実は和歌山県の教育委員会でした。こういうものがありますよということでございます。先ほども触れましたが、どっかどまっています。使えるものが有利に使えていない。これはとまらずに積極的に活用されてる課もあります。申しませんけども、どんどん積極的に助成金を探して使っている課もでございます。その点、情報がとまらずに地域の住民の皆さんにもしっかりとアナウンスしていただきたいと思っております。ホームページで助成金情報を発信してくださいというお願いを以前からこれもしておりましたが、最近その点はホームページでアップしていただいております。ただ、どこに入ってるかが非常にわかりにくいので、その点総務課長、ちょっと見直しを図っていただければと思います。

国体の関係でお伺いいたします。

国体対策係を設置するという事は、現在検討されておりますでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今のところ、県のほうも特に国体に関しては連絡とか通知、指示等はないんですが、これから国体開催、もう4年しかありませんので、来年度ぐらいには準備室、そのようなものを立ち上げて対応を図っていかねばならないかと考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） それでは、施設の関係でお伺いいたします。

体育文化会館、この施設の主たる目的についてお尋ねいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 主たる目的、建設当時、私どもまだうら若き青年でございましたが、その当時聞いておりました話は、3,000人規模の集会、そういうものを誘致できる体育施設をつくるということ聞いております。そういう目的を持って、あの規模の体育センターを建設したと思います。主たる目的が、これが主になるのか、あとの活用、毎日3,000人規模の集会なり、その大規模の体育大会があるとは想定はしていないと思っておりますので、そのあとについては地域の文化、スポーツの拠点となるということが使用に当たっての目的になるかと思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） いや、びっくりしました。どんぴしゃです。当てられると思わなかったんですけどね。本文が建てられた昭和61年の資料によりますと、地域住民のスポーツと文化の振興など、多様な活動の拠点として各種屋内スポーツ競技を初め全国的規模の各種大会、会議など多目的に利用していただくために建設されたものと記されております。

そこで、今課長説明あったとおりであります。でありますから、ひっかかる点があります。大きな大会の誘致という点では、近年大きな成果が上げられてるなというふうに思われます。

その一方、前段の地域住民のスポーツ、文化の振興などという点です。地域住民の、特にあそこは体育館ですので、文化の振興は非常にしにくいです。スポーツに限定して申し上げますと、地域住民のスポーツの振興という点で、まだまだ活用できる余地はあるんじゃないかなあと、私は感じております。長期総合計画の生涯スポーツという項目にはこう記されてます。体育施設の効率的な利用を推進します。指導体制の強化、企画立案、運営ができる職員、指導者養成を推進します。地域スポーツ活動の促進、地域のスポーツ人口を拡大に向けた生涯スポーツ活動を促進しますとあります。また、県のスポーツ振興基本計画にも、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の整備充実、競技力向上、スポーツ振興を通じた子供の体力向上などが記されてあります。先ほど御紹介しました体育文化会館が設立された当時の資料やこの長期総合計画、あるいは県のスポーツ振興基本計画に記されているところを総合的に考えますと、体育文化会館は今ややもすればスポーツというところが経済効果の色が濃く思われていないかなという懸念を持っておるところであります。

そこで、お伺いします。

現在の申し上げたいのは利用料金であります。地域住民の方々がこの施設を有効に活用できるための一つの環境整備といたしまして利用料金、どうなのかなと常々感じております。

まず、お伺いいたします。

現在の利用料金はいつ定められたものか、お願いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） この利用料金につきましては、建設当時、昭和61年につくられたものと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） その後見直しや、あるいはこの料金に対する住民の皆さんの御意見を伺ったことはかつてあったかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 利用料金について、私どものほうから進んでお伺いしたことはございませんが、お客様のほうからもうちょっとという相談は受けたことはございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） この料金を設定した基準は何かわかりますでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 利用料金の設定について、私どもも根拠を探してみたこともありますが、ちょっと何を積算してこの料金にたどり着いたかは定かではございません。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） そこで、御提案ですが、根拠がわかりにくい、あるいは不明であるという料金設定を、この体育文化会館設立以来二十数年間ですか、継続してるところに少なからず疑問を感じます。その点についていかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） この料金設定してからは、根拠等は皆さんおわかりだったんだと思いますが、私だけが根拠がわからないかわかりませんので、長く設定料金がわからないまま来たわけではございません。そういうことも踏まえて、私が考えるには根拠がわからないということの答弁にさせていただきたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 恐らくこの体育文化会館は、収支バランスを優先すべき施設とは私は思いたくないんです。少なからずそれは考えなければいけないということは、重々承知しております。ただ、収支のバランスを優先するのではなく、先ほど申し上げました地域住民のスポーツ、文化の振興というのが第一にあるべき目的であると、私はそういうふうにとらえております。

お尋ねいたします。

周辺の類似施設と比較検討されたことはございますか。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 新宮の体育館、串本の体育館等々の料金の比較はさせていただいたことがございます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） それでは、既に御承知のことだと思いますが、申し上げますと、新宮市、これはバドミントンの面が6面、バスケット2面と、体文と同様のスケールであります。この新宮市の市立総合体育館で、一例を挙げますと、夜間4時間利用して4,990円です。終日利用で1万6,310円、小・中高校生はその半額です。ちなみに、これは参考、余談になりますが、小・中学校の体育館を一般の方が利用した場合、1時間当たり300円です。子供が利用した場合は、その半額の150円です。1人当たりじゃなくて、その施設を借りて1時間当たり150円だそうです。串本町、串本町の町立体育館を夜間5時間利用して2,400円です。終日利用でも6,000円です。冷暖房費は1時間2,000円だそうです。ちなみに、学校施設の使用料は、1回で1,000円だそうです。ちょっと離れて田辺、田辺にも類似する施設がございますので、バドミントンが6面、同じくバスケットが2面です。田辺は、夜間4時間の利用で3,360円でした。体育文化会館はスポーツ利用で比較した場合、例えば夜間、体育文化会館ならば、4時間使用して1万6,800円、終日利用で4万6,200円。同じ町である串本町と比べると、串本町ならば7分の1の町民の皆さんの御負担でスポーツができるというのが実態であります。

先ほど来、長期総合計画の生涯スポーツの中でも触れましたし、県のスポーツ振興基本計画でも触れましたが、やはり生涯スポーツであるとか健康増進、いつまでも元気で、あるいは子供たちの体力向上、子供たちの体力低下が懸念されているところでもあります。子供たちの体力向上など、スポーツ振興を積極的に進めるべく、このような地域内格差は解消すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 私どもにおきましても、新宮市、串本町うちの体育館の値段の差異があることは存じております。ただ、照明の数等々も若干というか、串本等に比べたらうちは倍ほど照明の数もついております。ただ、その照明の数が時間の消費量でいくのか、先ほど私どもが根拠がわからないと言ったのはそういうところでありまして、こういう償却分までこの料金設定のどこまで含んでおるのかどうか、今の私ではわからないということで、根拠がわからないと申し上げておるわけなんです。ですからこの料金につきましても、単なる電気の消費量だけを出しているのか、そういうこともちょっとわかりません。その差異のあるのは、当然御使用になる方から見れば高いと感じになる部分はあると思います。それがいいのか悪いのかと申されたら、使用者から見たら安いほうがベターでありますし、私どもの行政の立場からであれば、全く同額、先ほど申しましたように、電球の数が違うとか、広さも若干違うとか、そういうこともございますので、同額がいいのかというのは別にしましてでも、差異は少ないほうが望ましいとは思いますが。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 私、たまたま夜間の例を挙げましたが、昼間でも同等の差異がございます。照明の多い少ないで、極端な話、7倍に料金がはね上がるというのは考えにくいですし、申し上げたとおり、バドミントン6面、バスケット2面というのは、先ほど紹介した3つの体育館すべて同じでございます。広さは同じでございます。もちろん施設の新旧というのはございますが、その新旧の差、あるいは照明の差が、利用者の利用するに当たって大きな機能の差になるかどうか。利用者がその施設を利用するに当たって、大きな差になるかどうか、私は考えにくいです。大きな差がないのであれば、これは周辺の市や町の体育館の利用料金を参考にすべきではないかと思いますが、町長、いかがですか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） コストとかそんなんじゃないくて、ただそこまで安くできるかどうかわかりませんが、町長権限の中でそういう料金の低減は図って減免措置はやっておろうかと思えます。そういった中、隣近所、近隣の体育館と合わせても、うちのほうが高いのは歴然としてくるかと思うんですけども、これ以上この料金体系を動かすんじゃないくて、権限の中で減免措置等してやるべきことのよしあしをかんがみながら進めてまいりたいと思えます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 表に出ている料金はこれなんですね。例えば、町外の方がホームページを見ました。じゃあ、これなんですよ。先ほどの数字なんですね。田辺や新宮、串本のホーム

ページと比較して、那智勝浦の体育館で高いやんと、使いにくいねということにはならないでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 使いにくいかわかりませんが、それは料金の表面的なもん見た場合。ただ、もっと込み入って言えば、またこちらのほうに教育委員会なり教育関係でやれば、利用の仕方することで減免措置とかというのはできるかと思うんですけど、個人的なものであれば、なかなか低額にしていくと、利用頻度が多くなるかもしれませんけれども、どれだけの効果っていうのは、スポーツの面から、団体の面からしてあるんでしょうけども、行政側からしているいろんなことからしますと、今の現状で今のやり方のほうが今のとこ大きく動かす気はありませんけれども、ただ申請があれば、私のほうで減免措置、といいますのは、冷暖房、空調使いますと、今1時間1万2,000円の原価がかかります。そういうのも含めて、使う場合にはその金額が要ろうかと思えます。

あと、商業的なベースで、よく使われるのはエコキュートみたいな、ああいうときに使いますと、3日か何かで何十万円も利用してもらえるとということで、その差を余り広げておくと、物すごく割高なような会場費になろうかと思うんで、スポーツの場合はそういった中、減免措置のほうを利用していただきたいと思えます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 再三で申しわけないんですが、この体育文化会館が設立された目的、もう一度申し上げます。地域住民のスポーツと文化の振興なんですよ。営利を目的としてないんですね。また、先ほど申し上げましたが、収支バランスを優先すべき施設だと思いません。もちろんある程度のことは考慮しなければいけません。ただ、余りにも周辺市町村と地域内格差が、こらひど過ぎると思えます。それだけ地域住民の皆さんにとってスポーツ、体育館の利用がしにくい環境というのは、こらいかがなものかなと思えます。

一例挙げますと、夜間の定期的な利用は、聞いたところによりますと、週に1回しかないと聞いております。これがその原因が何なんかわかりませんよ。限定できませんが、聞いているところでは、高いから使いにくいということは、スポーツ愛好家の方々から頻繁によく聞いております。地域住民のスポーツ振興という観点からいくと、営利目的とされているものは別としまして、地域住民の方々が利用しやすい、長期総合計画にも書かれてある地域スポーツ活動の促進につなげる体育施設の効率的な利用を推進しますと、長期総合計画にも書かれているんですよ。これをしっかりと踏まえて、料金設定について、これもやっぱり利用者の方々の声もしっかり聞いた上で説明をしていただきたいというふうに思えます。

先ほど町長、空調のお話がありましたが、今回空調と太陽光の新規設置によってランニングコストはどれぐらい下がるのか、課長。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） ランニングコストについては、まだ12月に入れて1月から稼働させたところがございますので、差異を出すところまではいってございません。申しわけござい

ません。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） この空調についても、こら仕方がないんですよ。受益者が負担しなければいけないので仕方がないんですが、もしランニングコストが下げられるような効果が見られた場合には、この空調料金の設定についても見直しの検討をすべきではないかなと思われま

す。
その一方で、同じ利用料金についてなんです、アリーナにあるステージの上のピアノ、ステージ、音響、これらを使っても使わなくても料金が同じであるという点も違和感を感じてます。これも普通のホールでは考えられないんですよ。ステージを使いました、ピアノを使いました、マイク使いました、照明使いました、音響使いました。全部別途です。基本ベースは、先ほど言いましたような料金であります。なので、そこのところは公平に別建てにすべきでないかなと私は感じております。その分、使わない分、先ほど言うてますように、周辺の市町村の施設、類似する施設と地域内格差がないように御配慮すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 空調設備使用料等、このアリーナといいますか、体育文化会館の使用料につきましては、22年度の予算のときでしょうか、この工事をさせていただき、太陽光パネルと一緒に工事をございましたので、そのときに一回皆動かしてみ、下げれるものが出てくれば、そのとき見直させていただきたいということをこの議場で発言させていただいております。ですから、空調について、また使用料、この太陽光発電によりまして、ごくわずかではあります、売電ということも考えて、それがどれだけ歳入につながるか、金額的にはわずかになろうと思いますが、そこも含めてここ23年度で見直していきたいと。議員御指摘のアリーナの上の舞台につきましても、昨年からおかしいということをおもも気づきまして、やっぱり使えば電気代も要るし、面積もとる。設備も使うんであれば、やはり消耗もするというところで、その、議員はその分引けという話でありましたが、私どもその時点ではその分を利用料を余分にもらえという発想で考えておりました。そういうことも、プラスになるかマイナスかは別にしても、料金の見直し、また23年度では町長と相談しながら進めていきたいと思っております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） いや、予想外の御答弁でありましたが、今ごっちゃになってるわけなんですよ。一つになってる。それを使わない分は省くというのが、これ当たり前の計算になると思いますので、今使っていないものまで含めてお支払いしている。そうじゃなくって、マイクを使いませんよと、ピアノも使いませんよと、音響も使いませんよと。ならば、その分引きましようという計算をするのが至極当然だと私は思います。その点、公平にさせていただきたいなと思います。

それから、今回の教育センター、体育センターが使用できなくなるという流れ、関係で、別

の施設を探さなければいけないという今状況になってきております。既にその別の施設では予約をされていると。そこでバッティングということが発生します。

そこで、教育センターや体育センターを使えなくなった方々が、先行予約されてる方々があるために利用しにくいという状況が発生しかねないということを懸念しております。そのところも先行予約されてる方々と公平に利用する機会が与えられるように配慮していただければなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今回の予定では、体育センター、一応6月ぐらいまで使用可能かと思えます。もう既に各小・中学校の体育館につきましては、受け付けしておりますので、そこらあたりは今回教育委員会が入って調整できるものなら一応調整して、週2回使つてるとこなら週1回とか、週1回なら隔週で使うとか、そういうふうな形をお願いできるような方法をとっていきたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 既得権と言ったら、言い方がきついですけども、そのあたりが同じ地域住民として公平に施設を利用できる機会が得られるように、調整を教育委員会としてお努めいただきたいと思います。

栄養士の採用の、人づくりの関係でお尋ねいたします。

昨年3月の一般質問でスポーツ合宿の招請に当たり、それぞれのスポーツに合った食事の提供ということをご提案させていただきました。その際の御答弁は、栄養士の人材育成等について、今後研究していく手段の一つであるというふうに伺っております。今後、その栄養士の採用につきまして、これからの展望をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 4月から採用ということで、私たちの福祉課のほうでは管理栄養士の業務ですけども、一応母子保健法に基づくパパママ学級では妊婦さんの栄養指導とか、そして乳幼児健診、乳幼児健康相談、離乳食教室等の離乳食の指導とか、そして健康増進法に基づく事業ということで健康相談での栄養指導、そして生活習慣病に関する健康教室、そして食育に関する事業として保育所、小学校、中学校での食育指導、そして高齢者への栄養相談事業、そして食生活改善推進の支援等を予定しております。そしてまた、個人の方からの栄養指導のほうも対応したいというふうに考えております。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 非常にきめ細やかでかつ積極的なプログラムをもう既に考えておられるようでございますので、大変楽しみにしております。そういうもういろんなプログラムを計画されてる中で、できるかどうかわかりません。わかりませんが、一つの提案としてスポーツ合宿と連携させることができないかなということ、これが昨年3月で提案させてもらった件です。栄養士が食事バランスを考えてアスリート向けのメニューを提供すると、そういうことをやっている施設が淡路島のアテナ淡路というところですよということで資料をお渡しした記

憶があります。そして今回、食育推進のため管理栄養士を配置するという、非常に楽しみなことでございます。

近年、健康に対する意識が大変高まっている中、例えば宿泊施設と連携してスポーツアスリートに合った栄養バランスを考えた食事の提供をすることができれば、魅力的な地域づくりの一環としてスポーツ環境の整った町であるという認知度がさらに高まるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○副議長（蜷川勝彦君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） スポーツ栄養士というのは、日本の体育協会が主宰してますメディカルコンディショニング資格というのがありまして、認定スポーツ栄養士というのがありまして、この資格を受けるためには、269時間のカリキュラムを受ける必要があります。だから、専門的な指導というのは難しいと思いますが、短期的な栄養指導等とかはできるかと思いますが、なかなか今回初めての管理栄養士職員ということで、そこまですぐには手が回るかどうかというのがちょっと今のところ見えておりませんので、検討させていただきたいと思います。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） なるほど、よくわかりました。一つの方法論として、そういう可能性も残しておいていただければと思います。

時間がなくなってまいりました。総務課長、お尋ねいたします。

体育文化会館で催されるスポーツ大会を事前に住民の皆さんに告知してはどうでしょうか。例えば、地方新聞に掲載していくということを検討してはどうでしょうかという提案をさせていただきましたところ、小・中学校の児童や生徒に対しては、学校長を通じて大会の案内をしたいと、体育協会のチームやスポ少の指導者にもお知らせして観戦に努めたいという御答弁を以前いただいております。その点、どう展開されてるかという点を確認させていただきたいと思います。

[14番山縣弘明君「議長」と呼ぶ]

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 尋ね方がよろしくなかったようで、もう一度お伺いします。

体育文化会館でさまざまな事業が催されます。例えば、スポーツに関して県大会や郡大会というのがございます。それを観覧することが許可いただけるようなものであれば、地域の方々に見ていただくということがスポーツ振興につながっていくんじゃないかなと、そういう期待を込めて提案を以前させていただきました。その際、地方新聞に協力いただいて、何月何日という大会がありますよというアナウンスをしていただくことをしたらどうでしょうかという提案をした際に、たしか総務課長に御答弁を、潮崎課長じゃなかったかもしれませんが、違いますが、いただいた記憶があるんです。もしかしたら観光産業課長だったかもしれませんが、違います。その点、そういうふうなことを努めたいという御答弁いただきましたので、いま一度お願いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 担当課と協議しながら、一度検討させてください。お願いいたします。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） きょうは人づくりとかまちづくりとか、スポーツの振興についていろいろとお尋ねをさせていただきました。

最後に1点、以前に御質問させていただいた三川小学校、こちらをスポーツ、カルチャー、ボランティア団体の活動拠点として施設の利用を進めたいという御答弁を町長から以前いただいて、非常に楽しみにしておりますというような話をした記憶があります。この点について、今どう進められているのか、お伺いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今教育委員会の施設の利用の仕方とあわせて、1教室ぐらゐを2分割に割って、こっちが体教、こっちが文教というような形で、そこに事務局を置けるような形にはしていきたいと思ひます。なおかつ議員はコーラスなんで三川小学校の音楽室等はピアノも置けてますし、そういうところではそういう文化活動もしやすいようにはなろうかと思ひます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） この三川小学校に限らないんですが、先ほどの体育文化会館もそうです。町内にあるそれぞれのさまざまな施設、運動場なんかもそうです。それぞれの施設を地域住民のための施設として、今後も一層活用していくための方法をいろいろと検討していただきたい。その検討する中で、ぜひしなければいけないなと思ひるのが、地域住民の方々と話し合ひをしてください。どういふものがええかということ、行政の皆さんだけでなくって地域住民の方々と一緒に話し合うことで協働で何かをしていくということが考えていけるものだと思いますので、一番最初のほうで申し上げました広報広聴、特に地域の方々と意見交換をするという場を積極的に設けていただきたいと思ひます。最後に、町長、御答弁お願いします。

○副議長（蜷川勝彦君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういう地域の方の御意見は拝聴しながら運営をしていきたいと思ひます。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（蜷川勝彦君） 14番山縣議員の一般質問を終結します。
休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時35分 休憩

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

15時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

次に、12番東議員の一般質問を許可します。

12番東君。

○12番（東 信介君） それでは、一般質問する前に、この東北地方の地震で被災された方々のお見舞いと亡くなられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げ、被災者の方々のことを思うと、津波と地震についての一般質問なので心苦しいですが、あえて一般質問させていただきます。

それではまず、この東北地方の地震での当町への被害ですか、以前も一回聞いたと思うんですけど、その後あったかなかったかということで、簡単に結構なんで報告をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 被害状況ということでございますが、人的被害はございません。ただ、物的なものにつきましては、浦神のいかだの被害があったと聞いてございます。その詳細につきましては、観光産業課のほうで調査しております。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 浦神の津波による被害は、近畿大学の生けす、これについては養殖の魚等々の金額等はまだ報告いただいておりませんが、甚大な被害を受けておるということ、そして個人の生けす、これはもうほとんど皆やられました。そして、これも生けすの値段は報告いただいております。全部で金額ちょっと覚えてないので、控えさせていただきます。それと、中身、貝、ヒオウギ、それから魚ではあれはタイですかね、4種類ほどの魚も全部被害を受けております。金額は、まだ出ておりません。県のほうに報告するように早く漁協、近大にお願いしておりますが、金額は出ておりませんが、浦神の養殖施設ほとんど壊滅という報告させていただきます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ありがとうございます。

では、この東北地方の地震ですが、検証といえますか、まだまだ被害の概要は出てないと思うんですけど、ここまで甚大な被害につながったということについて、町長、御意見ございませんか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 甚大な被害につながったというのは、津波の場合は突然襲ってくるもので、対策も何も講じる間もなく起こることですので、そういう結果がこういうことになったかと思えます。台風の場合だったら、ある程度のとも綱の締め方とか緩め方で対応はできるかと思うんですけども、津波の場合はそういう対応をする間がなかったということじゃないかと、私は思います。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは多分ここに座っておられる議員さんも皆さん思ってると思うんです。多分想定以上の津波ですか、地震だと、みんなそういう見識でおられると思います。今回、当町でも避難指示を出され、実際に避難された方々もおられると思う。これ多分、この災害で国や県、当町もそうだと思いますけど、防災マニュアルを見直されると、もう一度検討し

直されると思いますが、その辺はどうですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 言われますように、当町の防災対応マニュアル、少し対応で
きなかつた点もございますので、今後内容を検討していきたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 今回避難指示を出され、実際に避難された方々がおられます。その方々
や新しいマニュアルには、今回、あ、これはちょっとできなんだなとかというところをかなり
反映してつくっていただきたいと思ひますので、よろしくお祈ひします。

それでは、まだいろいろお聞きしたいと思ひますので。最近よく言われてますが、東海・東
南海・南海地震、この3つが連動して起きる可能性がある。その辺はいかにお考えですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今言われました東海・東南海・南海地震の3連動ということ
だと思ひます。当町が出しております那智勝浦町の防災マップでございますが、平成17年に各
戸配布してございます。これにつきましては、国の中央防災会議の専門委員会で報告された東
海・東南海・南海地震が3連動で発生して、マグニチュード8.6クラスの地震が発生した場合
のシミュレーションを行っております。今はこれを基本にして防災啓発を行っておりますので
あります。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 宝永地震からですか、1707年の、それから大体150周年の周期で来られ
る可能性がかなり高くなつたということで、これ中央防災会議のメンバーにもなつての方だと
思ひますけど、研究者によってはマグニチュードは9クラスで、この地方では津波の高さが
8メートルになる可能性があるということも発表されております。この点いかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） そのとおりだと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） それでは、今回の件について、マグニチュード9ですか、津波の高さ8
メートルという感じで想定してある程度質問させていただきます。

まず最初に、緊急防災情報システムとか行政無線ですか、行政防災無線ですか、その違いと
か、緊急防災情報システムの内容とどのようなことか、ちょっと説明お祈ひします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） J-A L E R Tの緊急地震速報の関係も含めてでござい
ますが、本町、このJ-A L E R Tシステムといひますのは、平成21年4月1日に新規整備を行
つてございます。J-A L E R Tつていひるのは、情報をいただくものと考えていただければよろ
しいかと思ひます。津波の情報だとか、その情報を得るのがJ-A L E R Tシステムで、町内
で放送しておりますのは、防災無線での放送ということなんです。

そのJ-A L E R Tの情報でございますけれども、国民保護の関係、それと震度3以上の地

震、津波情報、気象情報を防災無線から自動放送されるようにセットしてございます。

あとテレビ等でおなじみの、事前に地震が起こりますよという情報がテレビで流れておると思うんですが、それが緊急地震速報という、地震が起こっていない前に地震速報が出るという、この件につきましては、当町、3連動して起こった場合、震源地が近い関係から、猶予時間が5秒前後しかないということで、この防災無線が放送可能となるまでに15秒以上かかります。ですから、当町におきましては、この緊急地震速報というのは放送できないという、時間的に無理であるということでございます。

ことし、23年3月にシステムの再整備を行いました。今までは衛星回線のみだったんですが、ちょっと雨に弱く、でしたんで、今回の整備につきましては、地上回線、光ファイバーですね、地上回線と衛星回線、どちらでもいけるようなバックアップ用の地上回線を整備、行ったところでございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） その津波の予報ですか、その種類とその放送内容と、ちょっとお聞きします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 自動放送されます内容ですが、メッセージ読めばよろしいでしょうか。

[12番東 信介君「はい」と呼ぶ]

はい。まず、先日起きました大津波警報ですが、サイレンが10秒間鳴りまして、メッセージが入ります。サイレンが鳴って、それを含めて5回繰り返して、このメッセージが出ます。メッセージ、読み上げます。「役場からお知らせします。県南部に大津波警報が発令されました。沿岸部の方は、直ちに高台へ避難してください」。このメッセージを10秒後、サイレン鳴った後に5回繰り返します。津波警報ですが、同じくサイレンが10秒間鳴ります。それから、次のメッセージ、「役場からお知らせします。県南部に津波警報が発令されました。沿岸部の方は、直ちに高台へ避難してください」。これが5回繰り返されます。それから、一番軽い津波注意報ですが、これはサイレンがございません。「役場からお知らせします。気象台から津波注意報が発令されました。沿岸部の方は津波に注意して、海岸に近づかないでください」。放送については以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 先日、地震の際に、災害対策本部ですか、私も参加というか見学させていただきましたが、この役場ですか、最上階っていうんか、5階っていうんかわからんですけど、火の見やぐらみたいなのがありまして、警報の鳴ってる間にその上へ上がらせていただきまして、ちょっと役場から見える範囲、那智湾とか、結構勝浦湾とかがよく見えるんですけど、それ見させていただいたんですけど、この大津波警報のサイレンというのは、これ消防車で流すようなウーとかというじゃなしに、違うサイレンなんですか、その辺わかりますか、ちょっとお聞きしたいんですけど。警報音ですか。

○議長（森本昇夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 警報音につきましては、電子サイレンになろうかと思えます。普通のモーターサイレンじゃなくて電子サイレンになります、はい。ただ、若干、昔、火事なんかモーターサイレンでやって聞きやすかったんですけど、最近電子サイレン、ちょっと聞きづらいかもわかりません。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 役場から見てる分には、町なかでまだ人や商売してられるんですよ。多分時間経過はちょっとわからなかったんですけど、消防署のほうで消防団の招集で、そういう消防車のサイレンみたいな鳴らしたときがあったと思えますけど、そのときにその後、やっぱり聞きなれたあるというか、危機感があらわれるというんか、町なかにも人がまばらになり、商店も店を閉め出したというような感じを受けたんです、私は。これ、例えば今の防災無線ですか、気象庁から来る大津波警報が発令されましたということに関してのサイレンというのは、当町のほうでこういうふうな内容で放送する、その放送する機会は連絡があって、放送内容はこちらでつくるとのことだと聞いたんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 内容につきましては、独自でといたしますか、町のほうでつくっております。といたしますのは、大津波警報、新宮市は警報だったと思えますけど、那智勝浦町につきましては指示という一番重い放送で自動放送するようにセットしてございます。

○議長（森本昇夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 今回の大津波警報、ちょっと今手元に資料がないんであれなんですけども、大津波警報が出まして、ここで災対本部が立ち上がりました。そういった時点の中で、消防団につきましては、沿岸部につきましては、過日委員会で報告しましたように、10名の招集をかけました。といたしますのは、従前はいろんな津波警報等出たんですけども、大した被害なくて幸いのことやったんですけども、当時一応大体3名ぐらいしてるんです。今回につきましては、大津波ということで各分団に10名の参集、とりあえず出しております。そういった中で、その津波の経緯を見ますと、中の島、また弁天島のほうで随分波が引いてきたというような、非常にせっぱ詰まった状況が発生しましたんで、あえて私のほうで警報絡めて、消防団員の全員招集という形の中で、消防本部のほうから私の指示で出しました。といたしますのは、訓練等をやってますんで、うちのほうが防災無線の区域割っていうんですかね、それ案外うちのほうが多分なれてると思ひまして、私の指示で消防本部からサイレン鳴らしました。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ありがとうございます。

これうちの放送なんですけど、これ多分中央防災会議のほうでも言われてると思うんですけど、具体的な数字とか、例えば津波警報でしたら2メートルぐらいの津波ですか、ほんで大津波やったら3メートルを超える津波ですか、こういう内容を盛り込んで、今回はたまたま大津

波警報が出てても人的被害がなかったぐらいの津波で済みましたが、これ実際3メートルを超える津波が来た場合、この上から見て、本当にこのままで大丈夫かなあと。そのときにちょうど感じた消防車のサイレン、これは物すごい昔から聞いているからかもわかりませんが、威力があるなあと。この消防車のサイレンと、その後にはっきりした数字ですか、例えば当地方には大津波警報が発令されましたって、高いところでは3メートル以上の津波が予想されますとか、そういうふうなリアルな具体的な数字を盛り込んで放送することは可能ですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 先ほど読み上げましたとおり、メッセージには入ってごいません。ただ、津波の大きさにつきましては、あくまで予測ということで、この東北の震災につきましても、予想をはるかに上回るということもございまして、到達したときには何メートルというのを確認できるでしょうけど、今のところ何メートルの津波が予想されるっていうような、それを入れ込む予定は今のところございませぬ。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは本当に東南海が起きたときやったら、まだ避難指示が出てるのに避難されていない方々に向けての避難を促すもんやと思うんですよね。そら最初はそれでいいかもしれません。だけど、実際に東南海とか南海、東海が3連動で起きた場合やったら、そういう猶予がないんで、例えばその最初に指定された津波のサイズの入ってない放送の合間にも、例えば3メートル以上の津波が来ますよという放送は可能やと思うんですけど、そういうことはどうでしょうかね。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） その警報が出て放送が出た後の津波情報というんでしょうか、それは可能でございます。必要に応じて放送できるようなもの、それは津波の到達状況であるとか、津波の規模、今言われた規模ですね、津波での被害、今後の津波来襲の危険性、そういうふうなものを考えてございます。放送は可能です。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 対策本部でおってから、あちこち避難所へも回ってたんですけど、全く津波に関しての情報が得られない。テレビとラジオが避難者から持ってこられてる場所は、ある程度ラジオから聞こえることとテレビ見たりすることでわかるが、そういうところでないところでは全く津波に関しての情報がわからないということで、こういう合間にも、こういう到達時間とか津波の高さ、震源地やその規模、例えば当町以外のところにも、何時何分に例えば尾鷲に何メートルの津波が来ましたとかというような放送をしていただけたら、避難所に避難されてる方も、あっ、もう少し頑張らなあかんとか、今回寒さで、来ることはないと思われた避難者の方も多いと思うんですけど、もう寒いからもう帰るわとか、そういう形で避難所を去っていった人がかなり多いと思うんですよ。だから、こういう放送ができれば、避難所にいる人たちへもある程度情報が伝わるんじゃないかと思うんです。ぜひそういうふうな形で放送していただいたら、親切に避難できると思いますので、よろしくお願ひします。

次に、今回の大津波の警報のときは、職員の招集についてちょっとお聞かせいただきたいんですけど、今回の招集は就業時で、皆さんが本庁役場におられるときやったんですけど、招集率はほぼ100%に近い。これ就業時以外のときです、閉庁したときに、例えば津波警報が、実際地震が起き、東南海が起き、津波が来るというときに、招集ですか、どのように考えられてるんか。以前、何かの資料見たんですけど、神戸の震災のときですけど、地震だけでしたけど、招集率は各市町村10%ぐらいやったらしいです。だから、150人ですか、今本庁におられる職員の皆さんは。だから、その10%ということは15人。神戸は地震だけやったんですけど、これに津波が加わったら、これ10%も来るのかなあと。15人来て防災本部ができるのかなあというて、その辺のシミュレーションとかというて、検討とかというのは今回ございますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今言われました時間外勤務のときの招集体制ということですけども、それからちょっと説明させていただきます。

参集基準、夜中に地震が発生して津波警報が出た場合、震度5弱以上の地震が発生したとき、大津波警報が発令されたとき、その他町長が必要と認めたときということでマニュアルがございます。当町には、現地災害対策本部というのを立ち上げるようになってまして、町内で9カ所ございます。そこには張りつけする職員は決まっておるんですが、災害状況もわからない中で、その他の職員につきましては、まず一番近い現地災害対策本部へ参集するという決まりになってございます。連絡をとりながら、移動できることになれば、その必要人員を残して本部へ参集するという形をとるように、このマニュアルはつくっております。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 多分マニュアルの中に、班別、担当別になってそういうふうになってると思いますが、思わぬ数しか集まらなんだということもあると思いますので、その辺のシミュレーションはよろしく願いいたします。

次に、避難路についてお聞きします。

私、神戸の震災のときにですけど、私もボランティアで炊き出しに行ってきました。そのときにちょっと思ったことなんですけど、避難所に近いところですけど、ブロック塀や石垣などがたくさん崩れてて、通行できんところとか、屋根がわらが車の上に落ちてて、全く通れないとかいっぱいありました。ここで避難所に指定されてる一時避難所ですか、勝浦の、避難所に指定されているところの近くの避難路だけでも、例えば住宅とかに耐震補助ですか、そういうようなことが適用されるんで、例えば避難路でもブロック塀や石垣などの補強などに、そういう住宅で出ているような耐震補助が出せないもんか、この避難所に近いところだけで結構なんですけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 避難所までの避難路ということでございますが、当町におきましては、今議員おっしゃられたブロック塀であるとか狭い道であるとか、たくさんございま

すので、特に避難路としては指定してごさいません。その改修の補助金ということでごさいます。家屋には耐震改修の補助金がございますけれども、このブロック塀であるとか石垣、空き家につきましては、今のところ補助金はごさいません。県のほうにそういうブロック塀、石垣、空き家対策に一括で取り組めるような事業の補助をお願いしたいということで県には要望してごさいます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひ避難路については検討していただきたいと思います。

それではその次に、避難所、警報が鳴って避難路を通過して避難所に行くという形で、避難所についてちょっとお聞きします。

今回もちょっと思ったんですけど、避難所はだれがかぎをあけて開設するんですか。担当というか、この防災マニュアルの中では、ちょっと僕読み取れななだんで、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 避難所には避難所班というメンバーが組まれております。それから、部長、班長、ちょっと私手元にはないんですが、各避難所に責任者、その副、配置する者というふうなメンバー構成はできてごさいます。かぎは常にあけられる、そこの長が管理をするということになってごさいます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 就業時間外でも多分担当があつて、その避難所の担当さんがかぎを持っておられると思うんですけど、今回逆に就業時間内から対策本部が立ち上げられて、職員が皆さん本庁におられるときに、例えば本当に東海・東南海・南海地震が起きて、さて津波が来ます。地震でがけも崩れてます。本庁からだれが津波の浸水地域を通過して、例えば下里とか浦神ですか、行きなさいという命令は物すごい出しにくいと思うんですけど、その辺、これは苦言を言ってるんじゃないしに、他団体ですか、例えば今浦神もそうですけど、下里もそうですけど、学校が避難所になってますよね。それで、その辺の他団体ですか、その防災体制っていうんか、その辺はしっかり確立されているんか。もし行けなかった場合、各学校でどのような体制になっているんか、お聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今回、警報が出ましたのは4時10分でしょうか、明るいときでございました。職員が全員本庁におりましたので、先ほど申し上げましたのは、夜間についていうことは近くの対策本部、近いところへ集まるといのが基本になってごさいますが、先日のその警報が出たときの避難所への配置という、その辺も含めまして、ちょっと不備というんでしょうか、マニュアルの見直しが必要だという、休み明けの月曜日に副町長、町長含めまして対策本部含めての反省会をいたしております。そのときに避難所班の配置ということも問題になってます。それらを踏まえて、今後の防災活動に生かしていきたいと考えてごさいます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 防災マニュアルは改定されるということで、その辺はしっかりとお願いします。

もう一点、避難所について。今回の大津波警報ですか、一時避難所への受け入れはどうでしたか、開設、受け入れというのはスムーズにいけましたか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 少しトラブルというんでしょうか、あったようでございますけども、避難所の受け入れ、小坂山であるとか、ちょうど寒い日でもありましたんで、そういう方の勝浦小学校への誘導含めまして、けが人もなかったんで、まずまず一時避難所への受け入れ、よかったと、何も問題なかったと考えてございます。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今回の津波の件なんですけど、学校が開校してるという状況でございました。

そこで、避難所の担当職員が来る前に、既にもう避難されてきた方というのもある学校がありまして、そういう学校については学校の管理職により開設したという学校もございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 避難所の開設の件は、その学校の件はまた後でお話しするというところで、ちょっと聞いたんですけど、どことは言いませんけど、一時避難所なんですけど、受け入れしていただけなかったところがあるみたいで、その辺はどことは言わないほうがええと思うんですけど、把握されてますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） それは対策本部設置のときは知りませんでした。きょう初めてお聞きしました。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） それはどこというのは言いにくいことで、また後で内々にお話ししたいと思います。

先日、避難された方の数はお聞かせいただいたんですけど、多分あれは時系列でこう聞いたのかなあと。ちょっと僕もそのときにちゃんと聞いてなかったんですけど、多分あれは5時台、6時台、7時台とかという、そういう時系列の数字やと思うんですけど、各避難所ですか、そのピーク数っていうんですか、各避難所のピークを足した数というのはどのくらいございますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今回の一時避難所で避難者、新聞報道で825人と、議会のほうへも午後6時現在で825人と発表ではさせていただいたんですけど、あと当日連絡がとれなかったところ、そして後日報告いただいたところもございます。正確な人数ではないんですが、最終的に避難者の最高値で現在つかんでおる人数は1,203人となってございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは多分この避難指示が出たときはまだ明るかったときなんで、大津波警報が出ても、まあ家の2階でおったら大丈夫やろうということで、余り避難する人も少なかったと思うんですけど、これ日が沈んだ後の夜、物すごいこういう大津波警報が出たら不安になると思います。これ多分昼間のこと思うたら、2倍にも3倍にも避難者の数がふえてくると思うんですけど、多分これ1,200名ですか、例えば3倍になったら3,600名、各避難所3倍になったときの受け入れ態勢というのはどのようになっていますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 避難所につきましては、全町に指定場所として一時避難場所がございます。大きいところであれば小学校、中学校というふうに指定しているわけですが、そこに地区の被害状況によって重なるというケースも出てこようかと思えます。今のところ指定場所、それと協力をいただける、夜中でしたら無理かもしれませんが、了解をいただいております高いビル、先日申し上げました、例えばパルスインであるとか、隣の宗教団体のビルであるとか、それは緊急の場合は避難オーケーですよという了解を得ているところもございます。それも含めて、特に避難場所の見直しという、今のところこの形でいきたいと考えてございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 新しいマニュアルになるということで、それにしっかりと反映していただきたいと思えます。

それともう一点、避難所の整備について。前回、大津波警報が出たとき、うちのことで悪いんですけど、うちの嫁さんとか子供が小坂山に避難したんですけど、後で行ってみてその階段、以前整備されたときの階段が丸太でつくられてたやつがもう朽ちて、階段じゃなくなって、お年寄りが上っていくのに物すごいつらそうに上ってたということで、もう一回各避難所ですか、ふぐあいがないか、再確認よろしくお願いたしたいんですけど、その辺いかがでしょう。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 町内全部ということでしょうか。

[12番東 信介君「はい」と呼ぶ]

はい。一度この機会に総点検をさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 次に、回りくどい言い方に、質問の仕方になると思うんですけど、県や近隣の市町村ですか、連携や連絡体制とかというのはどのようになっていますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 和歌山県は、総合防災情報システムというのが整備されております。県内の行政機関、市町村を含む行政機関、消防関係、病院等とはもとより、県外の機関との通信網も構築されてございます。先ほど申し上げましたこのシステム、22年度で衛星回線と光ファイバー、地上回線との2ルートで整備されております。それと、衛星電話での通信も

可能であります。二重、三重のバックアップということで、県、市町村との連絡は常にとれるような状況でございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは例えば、勝浦に被災者が何名おられるとかという連絡は、具体的にどんな通信手段でされるんですか。

〔12番東 信介君「もう一回違う感じで質問」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 例えば、僕言うのは、固定電話で連絡するんか、本庁の電話は緊急時の優先電話に多分52局の0555はなってると思うんで、ほかの電話がだめでも使えると思うんですけど、例えば県の防災対策本部に勝浦の被災者は何人おられるとかという連絡をすると思うんですよ。そういうときは、例えば無線でやられるんか、電話でやられるんか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） そのシステムを置いてますのが総務課の横、事務所の横にその部屋がございます。そこに総合防災情報システム、整備されておまして、そのシステムへパソコン入力すれば、即送れるということになってございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） そういう衛星と光ケーブルでいかれるということですけど、今回の対策本部でもつくづく思ったことやと思うんですけど、無線以外の携帯電話もなかなか通じにくくなってみたいで、そういう手段があったら安心です。ですけど、携帯電話も使えん状態で、よその消防署とか本庁には衛星の電話ですか、そういうのがほとんどあるということをちょっとお聞きしたんで、うちにはそういう衛星電話というのはいかがですか。

○議長（森本昇夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 今回の大津波で三陸等におきましては、多分本庁舎根こそぎ防災システムを全部やられた状況にあったかと思えます。そういった中で、うちの和歌山県隊として、緊急援助隊が行ったんですけども、やはり携帯電話の優先電話もありますけども、これも不通の状態で、使えるのが衛星電話ということでございます。たまたま白浜の消防本部が2台持ってきておまして、それを使わせていただいて、各本庁とかいろいろのこと一応連絡をとったというところでございます。ちなみに、イリジウムっていう会社の携帯電話がよく使われておまして、うちも第2次に行くときに、この携帯電話をリースでも借りられないかってことでしたんですけども、既にもう大阪から東京方面へもう全部在庫なしという状態になっております。これちなみに、衛星電話の価格なんですけど、大体35万円前後ということを知っております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 最初に買うときは35万円要ると思うんですけど、維持費っていうのはも

う微々たるもんやと思います。ぜひ消防本部と町の防災本部になるところには1台ずつ備えていただきたいんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） そういう緊急の場合の大変な手段でございますので、検討させていただきます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） それでは次に、各学校の防災マニュアルですか、どのようにつくられてどのような内容か、濟いませぬ、お願いします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 各小・中学校の防災マニュアルですが、教育計画の中で緊急時の危機管理マニュアルを作成しまして、各家庭へ周知してます。例えば、地震、火災、風水害など、災害が発生した場合の災害、安全に関する防災訓練をと、具体的には授業中、休憩中、昼休み、それと放課後などで発生した場合をそれぞれ想定し、初動態勢を学校長や教職員の基本行動や学級担任の役割、それと避難経路の確認、ほて児童・生徒の安全を確保するための適切な指示などについてうたわれております。

それと、消防署や警察、その他関係機関からの指示を得ながら、各学期に1回、年3回ほど避難訓練を実施してるということでございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは上からおりてきたもので、各学校でつくられたもんとは違うんですか。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 地域性がありますので、それぞれ各学校の地域に即応したマニュアルとなっております。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっとこれをつらいことなんですけど、大津波警報が出て避難指示が出たときに、ある学校は本庁から避難所を開設する担当職員が行く前に、ちょっと機転をきかせて避難所の体育館をあけていただき、何とか室、理科室か何とかにあるストーブを入れて体育館の中を暖めたほうが避難してきた人にはありがたいということで、そういう気のきいたところもあったり、学校によって集団下校をさせたとかという、ばらばらな対応になっているんで、その辺学校独自のマニュアルですか、それつくっていただきたいんですけど、例えば今回も集団下校のときにもあったと思うんですけど、各保護者宅に電話してということで、こんなに携帯電話がつながりにくいときに、固定電話やったらつながるかもわかりませんが、周知徹底されてないというんですか、これが津波警報が出た場合、もう例えば保護者も子供も学校にいるもんや、一々電話がかかってこんでも、あつ、大津波警報が出たから、津波警報が出たから学校へ迎えに行かなあかんというような周知まではいけるもんですかね、その辺。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今回、各学校にかなり温度差があったように思います。基本はやっぱり安全が確認、確保できるまで子供を学校から出さないことが基本かと思います。ただ、今回の場合は、学校によっては当初出されたのが注意報やったと。それから、時間を置いて警報、ほて大津波警報ですか、そのように切りかわっていく中で、それと遠方であったというふうなこともあって、実際にマニュアルどおりに動かずに集団下校させたというような学校も確かにあります。今回、こういうことを受けまして、マニュアルを見直すというか、徹底させなあかんということで、今度の校長会で諮って意思統一といいますか、マニュアルの変更を協議していく予定にしております。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 各学校でつくっていただくということで、そのマニュアルを、防災マニュアルですか、これ簡単に言うたら、子供も下校してから津波警報が出たら、2メートルまでの津波が来るんやとか、大津波やったら3メートルやさかい、もうすぐ、外でおっても高いところへ上らなあかんというような周知の仕方をするには、上からおりてきたようなマニュアルもいいですけど、各学校で例えば子供と保護者と先生方と、独自のマニュアルというのはできんもんですかね。先生方だけで決めた場合、どうしても保護者へ理解度が低いと思うんで、もし育友会と学校と協議しながら、例えば本当に命の危険のあるようなこういう地震とか津波とかの場合だけのマニュアルづくりをされてはいかがですかね。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今回の津波、各皆さん、危険なことであることを再認識されたと思います。適切な言い方ではないんですけど、こういう機会でありまして、そこら辺も含めて新しく学期が、年度が始まりますんで、父兄会、育友会、いろいろとあるかと思うんですが、そこら辺も含めて何らか家庭、ほて子供、そういう周知させれるかどうか、各学校にお願いしていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） しっかりとした各学校の防災マニュアルをつくっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、何軒かの避難所を回っていろいろお聞きしたり感じたことなんですけど、これは小坂山については、うちの奥さんと何人かの人とお話ししたんですけど、仮設テントとか毛布の備蓄が小坂山にはない。今回本当に津波が来たときには、寒いとか言わんと、そのまま多分待機すると思うんですけど、今回大きな津波は来んやろうという想定で、寒いから帰られたということなんですけど、もし本当に津波が来て、その小坂山から出られないときに、もし例えば、あそこは白浜のホテルさんの持ち物やということは聞いてるんですけど、ある程度の仮設テントとか毛布とかの備蓄させていただくような建物を建てるということについて、むささんのほうと交渉していただくようなことはできますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 小坂山につきましては、田辺の業者が持つてる私有地でございます。あそこを緊急避難場所として提供してくれているのも、その理解あつてのことだとお聞きしておりますので、また一度所有者と交渉していきたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひこんなときなんで、一番その所有者の方も、この東北地方の地震の津波のことを見たら、だめだとは言いにくいと思うんですけど、その辺はよろしくお願ひします。

そして、もう何点かあるんですけど、これ自主防でつくられた避難所なんと思ひんですけど、神明山避難所ですか、その辺は当局側はどのようにとらえられてますか。

[12番東 信介君「もう一回質問しましょうか。もう一回説明しましょうか」と呼ぶ]

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 説明不足で済みません。ちょうど昔の北浜の日比さんの裏に、多分北浜区の自主防が、多分県で急傾斜つくられてるとこの下につくった避難所やと思ひんですけど、北浜地区の小坂山、オークワの前の通りよりか勝浦小学校寄りの方は、結構そちの避難所に来られた方が多かつたみたいなことを聞かせていただいて、一回ちょっとお話を聞かせていただいたら、そんなに高さは高くはないんで、そこの神明山避難所と自主防の方は呼ばれてるんですけど、そこから里道ですか、勝浦小学校の登校坂の上まで里道というんか、山道があるそうなんですけど、その辺を一回道あらけしたり、整備していただけんかなということを知りたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 一応里道かどうかも含めまして、調査してみたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 多分僕に言うてきた人は、里道と知つてて言うてきたんやと思ひますけど、ぜひよろしくお願ひします。

それと、これは3点目なんですけど、朝日区の避難所の件でちょっとお伺ひしたいんですけど、今の朝日区の一昨避難所は勤労者体育センターですか、多分朝日区のメインの一昨避難所、朝日区だけの避難所ではないんですけど、これ朝日というのは次の東南海が来たときには、ほとんど3分の2が浸水地域になると思ひますよね。新病院について、今の教育センターのどこから予定地と決定した場合、勤労者の体育センターというのでも解体されることになるんで、朝日区には近くに逃げられるような一昨避難所がないんですけど、その辺どこか高台ですか、避難所の確保をお願ひしたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 解体までに検討するべき大きな事項だと思ひます。検討させていただきます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひその辺を町長にも強く要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、どんなにしっかりした防災マニュアルがあっても、今までしっかりした防災マニュアルをつくれつくれと言うてきたんですけど、結局はその防災マニュアルより想定外というんですか、想定されてたことというのはもうたくさんあると思うんですよ。多分三重県の紀北町か何かのホームページの中に、災害の規模によっては、町民の個々の要望に対応できないことがありますってはっきり書かれてるんですよ。防災マニュアルがあっても、もう想定外が来たら対応できませんですよというて。ですから、各個人で自分の命はまず自分で守ってくださいということ。ですから、防災の放送がある前に、地震が揺ったら、まず逃げろという広報ですか。今回も、避難された、寒い目されたのもあるんですけど、非常に持ち出すような袋の徹底ですか、その辺の広報の使命というのは行政があると思うんですけど、その辺の広報の徹底について、済いません、ひとつお願いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺について、今議員おっしゃるように、対応できない、全部がこれがオールマイティーであるというようなことじゃなくて、こういうこともあり得るというような注意書きというんですか、そういうことも広報のパンフレットの中には入れて今度対応、今後の検討としてやっていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） しっかりした広報、行政の使命だと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 12番東議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時49分 散会